平成29年度 部(局)方針書・課(局)方針書 最終レビュー

大泉町

■目次■

○総	務	部	_ 1
○企	画	部	_ 8
○財	務	部	_ 15
○社会	福祉	部	_ 22
○健康	推進	.部	_ 30
○住民	生活	·部	_ 36
○都市	建設	·部	_ 44
○会	計	課	_ 52
○議会	事務		_ 53
○監査	委員	事務局	_ 54
○農業	委員	会事務局	_ 55
○教	育	部	_ 56

部署名	役職	氏名
総務部	哥長	上村憲司

1. 現状と課題

- ①町長の公約等に基づく政策実現のため、一層の庁内連携が必要である。
- ②多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展など、様々な課題に対応できる職員の育成と人材 の確保及び管理職の育成と女性職員の活躍が求められている。
- ③町長選挙及び町議会議員選挙の万全な執行と投票率の向上を図るため、一層の啓発活動が求めら れている。
- ④犯罪件数は減少傾向にあるものの、人口に対する犯罪発生件数は依然高い水準にあるので、効果 的かつ継続的な防犯対策を講じる必要がある。
- ⑤自主防災組織の育成支援や防災資機材等の整備による地域防災力の向上に取り組んでいるが、 今後も継続した防災対策が必要である。

2. 取組方針

- ①町長及び副町長と各部長等との情報共有を図り、公約等の実現に向け緊密な連携と調整を行う。
- ②大泉町人材育成方針やOJT推進マニュアルを活用しながら各種事業を実施し、職員の意識改革や 資質の向上を図るとともに、人材の確保を図る。また管理職育成のための研修を実施する。
- ③町長選挙及び町議会議員選挙は、万全の準備をもって管理執行に当たり、投票率の向上を図るため 積極的な啓発活動を行う。
- ④警察等関係機関と連携し、防犯講座の実施や自転車利用者への防犯啓発品の配布などを通じて、 防犯思想の普及に取り組む。また防犯カメラ及び防犯灯の設置、地域安全パトロール事業や地域の 自主防犯活動の支援等を実施し、さらなる犯罪抑止を図る。
- ⑤自主防災組織の支援や総合防災訓練の実施により住民の防災意識の向上を図るとともに、防災 資機材及び備蓄品等の整備を推進し、災害に強いまちを目指す。

- ①町長・副町長・各部長等との情報共有を図るための連携及び調整を行っている。
- ②計画的な各種職員研修等の実施により職員の意識改革及び資質の向上を図っている。また、人材 確保の観点から、新規職員採用試験の受験年齢要件を引き上げた。(28歳→30歳) 管理職員育成のための研修は下半期に実施する。
- ③町長選挙及び町議会議員選挙は問題なく管理執行できた。投票率の向上を図るため各種啓発事業 や期日前投票時間の弾力的運用等を行ったが、前回町議会議員選挙の投票率には届かなかった。
- ④防犯出前講座の実施や防犯啓発品の配布、防犯灯設置、地域安全パトロール事業、警察及び 地域と連携した防犯パトロールの実施により犯罪被害防止に取り組んでいる。
- ⑤自主防災組織の活動支援や総合防災訓練の実施を通じて住民の防災意識の向上を図っている。

4. 最終レビュー

- ①町長及び副町長と各部長等との連絡調整を密に行うことで情報の共有を図ることができた。
- ②職員研修会の計画的な開催や自己啓発のための通信教育講座の受講、また夜間講座への参加を 促すことにより、職員の意識改革及び資質の向上を図った。

新規職員採用試験の受験要件である年齢上限(28才→30才)の引き上げを行ったことにより受験生が増加し、人材確保に繋がった。

- 管理職の養成や女性職員の活躍を図るため、管理職養成研修、女性キャリアアップ研修を実施した。
- ③町長選挙、町議会議員選挙は4月23日に混乱なく執行することができた。選挙啓発では町内高等学校、専門学校、町内飲食料品店での啓発活動や、SNSの利用などによる積極的な広報を実施した。また学生の投票立会人、期日前投票時間の弾力的運用、町発足60周年記念ロゴ入り投票証明書の発行など、投票率向上に向けた取り組みを実施した。
- ④警察と連携した防犯出前講座や防犯講話の実施、防犯啓発品の配布等による防犯思想の普及と 犯罪防止に取り組んだ。また防犯灯の設置や地域安全パトロール事業、警察及び地域と連携した 防犯パトロールの実施により犯罪抑止に取り組んだ。
- ⑤自主防災組織の活動支援や総合防災訓練の実施、防災士育成事業、感震ブレーカー等設置費補助 事業等を通じて住民の防災意識の向上を図った。また平成29年7月から防災行政無線の運用を 開始した。

5. 所管する施策

/// [] / 0//0//		
施策の体系	施策名	所管課
241	防災対策の推進	安全安心課
242	消防・救急体制の充実	安全安心課
243	交通安全対策の充実	安全安心課
244	防犯対策の推進	安全安心課
611	効率的な行政運営	総務課

部署名	役職	氏名
総務部 秘書課	課長	田部井 久幸

1. 現状と課題

- ①任期の初年度となることから、町長の公約等に基づいた政策を実現するため、一層の庁内連携が 必要である。
- ②平成29年度は町発足60周年記念事業が多く予定されることもあり、町長・副町長のスケジュール 管理にあたり、関係部署等と緊密な連絡調整を図る必要がある。
- ③町民の方や企業との「対話」「情報交換」の場を設定していく必要がある。

2. 取組方針

- ①町長・副町長・各部長等との情報共有・提供、連絡調整を密に行う。
- ②早期のスケジュール管理を実施すると共に、緊急なスケジュール変更にも関係部署等と連携して対応する。
- ③幅広く意見交換の場が設定できるよう関係部署等と調整を図る。

3. 中間レビュー

- ①町長・副町長・各部長等との連絡調整を密に行い、情報の共有化を図っている。
- ②関係部署等と連携・調整を図り、町長・副町長のスケジュール管理を行っている。今後も、突発的な 日程の追加等に対応できるよう、各部長と綿密な調整を図る。
- ③関係部署等との連携により、各種団体との意見交換の場を設けて実施している。引き続き、関係部署等との調整を図る必要がある。

4. 最終レビュー

- ①町長・副町長・各部長等との連絡調整を密に行い、情報の共有化を実施した。
- ②早期スケジュール管理を実施し、緊急のスケジュール変更にも対応した。今後も確実に対応できるようにしたい。
- ③あらゆる機会において、幅広く「対話」や「情報交換」ができた。今後も継続したい。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業

部署名	役職	氏名
総務部 総務課	課長	笠松 智広

1. 現状と課題

- ①ますます多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展などの様々な課題に対応できる職員の 育成と人材の確保、また、管理職の育成と女性職員の活躍が求められている。
- ②全ての職員が各自のライフステージにあわせて仕事と家事・育児・介護等の家庭生活の両立(ワー ク・ライフ・バランス)が図れる職場環境づくりに取り組むことが求められている。
- ③給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向に注視しながら、適切な対応を図ることが 求められている。
- ④町長選挙、町議会議員選挙の万全な執行と投票率の向上を図るため一層の啓発活動が求められて いる。
- ⑤社会保障・税番号(マイナンバー)制度の本格的運用に伴い、個人情報の適正な管理が求められて いる。
- ⑥各行政区において、様々な問題が見受けられる。

2. 取組方針

- ①大泉町人材育成方針やOJT推進マニュアルを活用しながら各種事業を実施し、職員の意識改革や 資質の向上を図るとともに、人材の確保を図る。また、管理職育成のための研修を実施する。
- ②仕事と家庭生活の両立を図るための情報提供・個別相談等を行う。また、大泉町特定事業主行動計画の実施状況を把握し、各種取組の効果について点検・評価を行う。
- ③給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向を見ながら、適切な対応を図る。
- ④町長選挙、町議会議員選挙は万全の準備でその管理執行に当たり、投票率の向上を図るため積極的な啓発活動を行う。
- ⑤個人情報の適正な管理を図るため、各課へ助言を行うとともに、個人情報保護条例等解説書の改訂 を行う。
- ⑥区長と各課の連携が図られるよう調整を行う。

- ①計画的な職員研修会の開催、自己啓発のための通信教育講座の受講、夜間講座への参加を促し、 意識改革や資質の向上を図っている。また、人材確保のため新規職員採用試験の受験要件である 年齢上限(28歳→30歳)の引き上げを行った。
 - 管理職員育成のための研修については、下半期で実施していく。
- ②仕事と家庭生活の両立を図るため、時間外勤務等の情報提供、また個別相談等を行っている。 平成28年度の大泉町特定事業主行動計画の実施状況を把握し、各種取組の効果について点検・評 価を行った。
- ③人事院勧告、国、県及び他市町村の動向を見ながら、給与の適正化を検討している。
- ④町長選挙、町議会議員選挙は4月23日に混乱なく執行できた。町内高等学校、専門学校、町内食料品店での啓発、SNSの利用など積極的に広報を実施し、また、学生の投票立会人、期日前投票時間の弾力的運用、町発足60周年記念ロゴ入り投票証明書の発行など、投票率向上に向けた取り組みを実施した。
- ⑤個人情報の適正な管理を図るため、各課へ助言を行うとともに、個人情報保護条例等解説書の改訂 準備を行っている。
- ⑥区長会議及び区長会会議を通じ、各課の連携が図れるよう調整を行っている。

4. 最終レビュー

- ①計画的な職員研修会の開催、自己啓発のための通信教育講座の受講、夜間講座への参加を促し、 意識改革や資質の向上を図った。
 - 新規職員採用試験の受験要件である年齢上限(28歳→30歳)の引き上げを行ったことにより受験生が増加し、人材確保につながった。
 - 管理職養成や女性職員活躍を図るため、管理職養成研修、女性キャリアアップ研修を実施した。
- ②仕事と家庭生活の両立を図るため、時間外勤務等の情報提供、また個別相談等を行った。 平成28年度の大泉町特定事業主行動計画の実施状況を把握し、各種取組の効果について点検・評価を行い、目標達成に向け取り組んだが、目標値を全て達成できるまでには至らなかった。
- ③人事院勧告に基づき、月例給、勤勉手当等の改定を行った。
- ④町長選挙、町議会議員選挙は4月23日に混乱なく執行できた。町内高等学校、専門学校、町内食料品店での啓発、SNSの利用など積極的に広報を実施し、また、学生の投票立会人、期日前投票時間の弾力的運用、町発足60周年記念ロゴ入り投票証明書の発行など、投票率向上に向けた取り組みを実施した。
- ⑤個人情報の適正な管理を図るため、各課へ助言を行うとともに、個人情報保護条例等解説書を改訂 し、新年度に周知を図る。
- ⑥区長会議及び区長会会議を通じ、要望・意見等について、各課との連携・調整を図った。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
61101	職員研修事業

部署名	役職	氏名
総務部 安全安心課	課長	笠松 弘美

1 現状と課題

- ①防犯対策については、犯罪件数は減少傾向にあるものの、人口に対する犯罪発生件数は依然高い 水準であるので、効果的、継続的な防犯対策を講じる必要がある。
- ②交通安全対策については、交通事故発生件数の減少と交通事故による死者0を目指し、交通安全 思想の普及や交通安全施設の整備に取り組んでいるが、今後もさらに交通事故の減少に向けた交通 安全対策が必要である。
- ③防災対策事業については、自主防災組織の育成支援、防災資機材等の整備を行い地域防災力の - 向上に取り組んでいるが、今後も継続した防災対策が必要である。
- ④消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し災害時等における迅速な対応と火災 発生件数の減少に取り組んでいる。また、非常備消防については、消防団員が定数に満たない状況 であり、団員確保が課題である。

2. 取組方針

- ①防犯対策については、警察等関係機関と連携し防犯講座の実施や自転車利用者への防犯啓発資材 の配布などを行い、防犯思想の普及に取り組む。また、防犯カメラ及び防犯灯の設置、地域安全パト ロール事業や地域の自主防犯活動の啓発や支援等を実施し、さらなる犯罪抑止を図る。
- ②交通安全対策については、各種交通安全教室の実施や交通指導員による街頭指導などを実施し、 引き続き交通安全思想の普及に取り組む。また、地域、学校、警察等の意見等を伺いながら、効果 的な交通安全施設を設置するとともに、高齢者の運転免許自主返納支援事業を拡充し交通事故防止 を図る。
- ③防災対策事業については、自主防災組織の支援や総合防災訓練の実施により住民の防災意識の 向上を図るとともに、防災資機材や備蓄品等の整備を推進し災害に強いまちを目指す。
- ④消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急業務の迅速な対応を図る。 非常備消防については、消防事業の根幹である消防団員を確保し、火災及び自然災害等への迅速 な対応を図る。

- ①防犯対策については、警察と連携し幼児や小学生を対象とした防犯出前講座を実施するとともに、 駅前での自転車利用者へのチェーンロックの配布などを行い、犯罪被害防止に取り組んでいる。 また、防犯灯の設置や地域安全パトロール事業、地域と警察との合同による防犯パトロールを実施 し、犯罪抑止を図っている。
- ②交通安全対策については、幼児から高齢者まで交通安全教室を実施するとともに、交通指導員による街頭指導などを実施し、交通安全思想の普及に取り組んでいるが、外国人の死亡事故が発生したため、今後は関係機関と連携を図り外国人を対象とした交通安全教室などを実施する。また、カーブミラーなどの交通安全施設を効果的に設置するとともに、拡充した高齢者運転免許自主返納支援事業の周知を図り、交通事故防止に取り組む。
- ③防災対策事業については、総合防災訓練の実施や自主防災組織の活動等への支援を行い、住民の 防災意識の向上を図っている。
- ④消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急業務の迅速な対応を図っている。非常備消防については、ポンプ操法訓練等を継続的に実施し、火災や自然災害等への迅速な対応を図るとともに、消防団員の確保に取り組んでいる。

4. 最終レビュー

- ①防犯対策については、警察と連携し幼児や小学生を対象とした防犯出前講座や地域での防犯講話の実施、駅前等での自転車利用者へのチェーンロックの配布を行い、防犯思想の啓発や犯罪被害の防止に取り組んだ。また、防犯灯や防犯カメラの設置、地域安全パトロール事業や地域と警察との合同による防犯パトロールを実施し、犯罪抑止に取り組んだ。
- ②交通安全対策については、幼児や高齢者、外国人を対象とした交通安全教室、交通指導員による街頭指導を実施し、交通安全意識の向上に取り組んだ。また、カーブミラーなどの交通安全施設を設置するとともに、高齢者運転免許自主返納支援事業を拡充し、交通事故防止に取り組んだ。
- ③防災対策事業については、総合防災訓練の実施や自主防災組織への支援を行うとともに、防災士育成事業、感震ブレーカー等設置費補助事業を実施し、防災意識の向上に取り組んだ。また、平成29年7月から防災行政無線の運用を開始した。
- ④消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急業務の迅速な対応を図った。非常備消防については、火災や自然災害等に迅速に対応するため、各種の訓練を実施するとともに、消防団員の確保に取り組んだ。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
24101	災害対策事業
24102	防災訓練事業
24103	自主防災組織事業
24105	避難所宿泊体験型防災訓練
24106	地域防災力向上補助事業
24107	防災士養成支援事業
24201	常備消防事業
24203	非常備消防事業
24301	交通安全活動推進事業
24302	交通安全施設整備事業
24303	交通安全学習事業
24401	防犯灯設置及び管理事業
24402	防犯活動事業
24403	大泉町地域安全パトロール事業
24404	防犯カメラ設置及び管理事業
24405	夜間の自主防犯パトロール支援事業

部署名	役職	氏名
企画部	部長	加藤 博惠

1. 現状と課題

- ①町発足60周年の記念の年として、町民の皆さまや企業等一体となるよう気運の醸成を図り、事業に取り組む必要がある。
- ②第五次総合計画は、最終年次の前年となることから、次期計画を見据え当該計画や総合戦略の成果目標の達成に向け全庁的に取り組みながら進捗管理を行う必要がある。
- ③公共施設マネジメントは、個別施設の今後のビジョンを関係部署と共有・連携し多角的に検討する 必要がある。
- ④第6次となる行政改革の初年次として、効果的・効率的に実施計画が進捗するよう管理を行わなければならない。
- ⑤町からの情報発信手段としての広報紙については、品質を維持向上させながら、効率的に情報を 発信しなければならない。
- ⑥電算システムの共同化は、住民サービスに支障の無いよう導入し、その後の状況管理を行う必要がある。また、情報セキュリティの共同化や職員のセキュリティ対策意識の向上を図り、セキュリティ 全体の強靱化に向けて取り組む必要がある。
- ⑦協働のまちづくりは、着実に住民活動団体等の活動も広がりをみせている。元気な地域支援事業 にあらたな事業を加えて活動の支援を行うことと人材バンクの充実、併せて行政提案制度を活発化 する必要がある。
- ⑧人権施策は、新たに制定した条例や基本計画に基づき、着実に施策を展開する必要がある。
- ⑨多文化共生については、多国籍化する外国人住民のキーパーソンを発掘し、情報の提供とともに関係部局・機関と連携し情報の収集を図る必要がある。

2. 取組方針

- ①記念式典や、年間を通じて事業が実施されることから、関係部署はもちろん、各種団体・企業と調整 連携し事業を実施する。
- ②第五次総合計画・総合戦略は、行政評価や行政マネジメントにより、計画目標の達成に向け取り組む。また、課題を整理し次期総合計画の策定に着手する。
- ③公共施設マネジメントは、公共施設等管理計画に基づき、個別施設の具体的な方向性を踏まえた 実施計画を策定する。
- ④第6次行政改革大綱は、全庁的に取り組む体制を徹底し、初年次の目標達成に向け進捗管理を 行う。
- ⑤広報紙については、情報の量や質、効果・コスト等を総合的に判断し、発行回数の検討を行う。
- ⑥電算システムの共同化は、遺漏の無いように進めコストやサービスの両面から、新たな共同化に向けた調査を行う。セキュリティ対策は、県のセキュリティクラウドに参加し職員に対しては、研修の実施と内部監査等により情報管理を徹底する。
- ⑦新たなスタートアップ事業を周知し、柔軟に住民活動の組織化の支援を行うことで、円滑に協働事業への取り組みに繋げるとともに、人材バンク制度の定着化に向け事例の紹介などを行う。また、 具体的な取り組み事例などにより行政提案制度について職員研修等を実施する。
- ⑧新たに制定した「あらゆる差別の撤廃にをめざす人権擁護条例」の主旨、基本計画に基づき、生涯学習課など関係部局と連携し、啓発活動を積極的に展開する。
- ⑨多文化共生施策は、関係部局や機関、NPO等多様な主体と情報の共有を図り、生活者としての外 国籍住民との共生事業を着実に実施する。

3. 中間レビュー

- ①記念式典は計画どおり、円滑に実施することができた。また、年間を通じた各事業についても、 関係部署や団体・企業と調整、連携しながらスケジュールに沿った準備、運営が進められている。
- ②第五次総合計画・総合戦略は、外部評価を本格導入し、行政評価をするとともに、行政マネジメントによる進捗管理を行っている。また、平成31年度からの次期総合計画の策定に向け進めていく。
- ③公共施設マネジメントは、公共施設等総合管理計画に基づき、再配置や長寿命化の方向性についてパブリックコメントを実施しているところであるが、平行して個別施設の検討を進めていく。
- ④第6次行政改革大綱は、全庁的に取り組む目標を決定したが、引き続きそれらの達成に向け 進捗管理を行う。
- ⑤町の情報発信手段として、SNS(ツイッター、フェイスブック等)の活用を進めるとともに、広報紙の 発行回数及び編集方法の見直しを行う。また、広聴においては、意見箱やメール、パブリックコメント により意見を把握する。
- ⑥電算システムの共同化については関係自治体等と連携し、計画どおりに進める。また、職員研修の 実施と内部監査等の実施により、セキュリティ対策の更なる強化を図る。
- ⑦協働のまちづくりについては、新たに設置したスタートアップ事業や人材バンク制度の周知を行い、 住民のまちづくりへの参画を促進する。また、取り組み事例や活動団体を職員に示すことで、 行政提案制度につなげる。
- ⑧人権施策については「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の主旨、基本計画に基づき、 生涯学習課をはじめとした関係部局と連携し、啓発活動を積極的に展開する。
- ⑨多文化共生施策は、各部局や国、県、関係機関、NPO等多様な主体と情報の共有を図るとともに、日本の文化や制度等を伝えることのできるキーパーソンを発掘、育成する。

4. 最終レビュー

- ①町発足60周年記念事業や協賛事業は、関係部署や団体・企業等の協力により、予定どおり終了した。
- ②第五次総合計画・総合戦略は、外部評価を実施するとともに、行政マネジメントによる進捗管理を行った。次期総合計画については、策定に向けて庁内組織を設置、アンケート調査を実施した。
- ③公共施設マネジメントは、公共施設等総合管理計画に基づき、再配置や長寿命化の方向性を 定めた。
- ④第6次行政改革大綱については、概ね予定どおり推進できたが、引き続き全庁で取り組む。
- ⑤広報紙については、紙面の充実に繋げるよう検討するとともに、発行回数及び編集方法の 見直しを行った。また、SNSの有効活用に取り組んだ。
- ⑥電算システムの共同化については、概ね予定どおり推進できた。また、内部監査や研修の 実施により、セキュリティ対策の強化を図った。
- ⑦協働のまちづくりについては、各種制度の周知を行い、事業実施や人材バンク登録に繋げた。
- ⑧人権施策については、「あらゆる差別の撤廃にをめざす人権擁護条例」の理念のもと、 生涯学習課をはじめとした関係部局と連携し、啓発活動を実施した。
- ⑨多文化共生施策は、行政とのパイプ役となるキーパーソン発掘に努めるとともに、必要な情報を正しく理解してもらえるよう、外国人対象の懇談会等を実施した。 また、共通の課題を持つ自治体組織「外国人集住都市会議」とともに、国等への提言を行った。

5. 所管する施策

施策の体系	施策名	所管課
425	公共交通の利用促進	企画課
611	効率的な行政運営	企画課
613	広域行政の推進	企画課
621	協働のまちづくりの推進	企画課•国際協働課
622	多文化共生の推進	国際協働課
623	男女共同参画の推進	国際協働課
625	情報の共有化の推進	広報情報課

部署名	役職	氏名
企画部 企画課	課長	宮永 和枝

1. 現状と課題

- ①第五次大泉町総合計画については、8か年計画の第7年次となり、次期総合計画策定を見据えながら 行政マネジメントシステムを用いて確実な進捗管理を図るとともに、大泉町人口 ビジョン・総合戦略に ついては、各事業の目標達成度や進捗状況を管理していくことが求められている。
- ②行政評価については、外部評価者による評価(外部評価)を本格導入していくことから、運用方法に ついて調整を図りながら実施する。また、既存事業の整理や統合が図れるよう、行政評価の活用方法 等について研究する必要がある。
- ③「第6次行政改革大綱」については、高品質な行政サービスを低コストで提供し、「価値あるものを生み 出す行政」を目指し、各項目の目標達成に向け進捗管理を図る必要がある。
- ④広域公共バスについては、乗車人数増加のため、引き続き周知を行うとともに、利便性の向上に ついて研究する必要がある。
- ⑤大泉町行政マネジメントシステムについては、システムの有効性を保ちつつ、より浸透できるよう、 また、利用しやすいように改善していく必要がある。
- ⑥広域行政については、それぞれの地域課題や、現在、全国的な問題となっている人口減少について の解決に繋がるよう、効果的に連携していく必要がある。
- ⑦公共施設マネジメントについては、コスト削減を図りながら、効率的・経済的に公共施設の維持管理を 実施していくこととしているため、これまで以上に関係課と連携を取りながら計画策定に取り組んでいく 必要がある。
- ⑧町発足60周年関係事業については、節目となる年を町をあげて祝うとともに、本町のさらなる飛躍・発展に繋がる契機となるよう、計画的に事業を実施していく必要がある。

2. 取組方針

- ①第五次大泉町総合計画及び大泉町人口ビジョン・総合戦略に関しては、行政マネジメントシステム を活用し、各事業の進捗管理を行いながら、次期総合計画の策定に着手する。
- ②行政評価については、事務事業の効率化やスクラップ&ビルドを図るために、客観的な視点を 取り入れた外部評価を実施する。
- ③「第6次行政改革大綱」については5か年計画の初年次となるが、各年度の目標達成に繋げる ため、該当年度の目標達成に向けて鋭意取り組むとともに、進捗管理を行う。
- ④広域公共バスについては、引き続き乗降調査を実施し、利用者ニーズを把握するとともに 利便性向上に繋げる。また、バスの認知度を高めるために、効果的な周知方法等を研究し、 利用促進に向けて取り組む。
- ⑤大泉町行政マネジメントシステムについては、職員にシステムが浸透し、かつ有効性や理解度が 高まるよう、マニュアルの改訂に取り組む。
- ⑥広域行政については、様々なイベント・事業を通して、地域の魅力を地域内外に周知するとともに、 社会情勢に合致した事業や取組を、関係自治体等が連携して展開できるよう、調査研究を行う。 また、国や県への要望活動を引き続き実施していく。
- ⑦公共施設マネジメントについては、将来の各施設の維持管理や更新費用の負担軽減や平準化を 図るため、「公共施設等総合管理計画」を基本とし、公共施設等の保有最適化・長寿命化を 目指した計画の策定に取り組む。
- ⑧町発足60周年関係事業については、町主体の記念式典や記念事業をはじめ、団体や町内企業との協賛事業等の開催も予定しているため、各関係機関等との連絡を密にし、準備・実施に当たる。

3. 中間レビュー

- ①第五次大泉町総合計画及び大泉町人口ビジョン・総合戦略については、行政マネジメントシステムにより進捗管理を行っている。年度目標の達成に向け、平成29年度後半についても適切な管理を図る。 次期総合計画については、庁内の策定体制を整備し、各部署と連携しながら策定を進めていく。
- ②行政評価については、一部の事業で外部評価を実施し、客観的視点から意見や提言をいただくことができた。平成30年度以降も継続していくにあたり、今回見つかった課題点等を踏まえ、より効果的な運用方法について検討する。
- ③「第6次行政改革大綱」については、計画の実行に向け具体的な年間スケジュールを定め、改革の柱 ごとに組織した各部会を中心に取り組みを進めている。引き続き着実な進捗管理を図るとともに、行 政改革を全庁的に進めていけるよう、庁内への意識付けを行っていく。
- ④広域公共バスについては、乗降調査を実施し、利用者から意見を聴取するとともに、乗車啓発として チラシ等の配布を行った。平成30年度も利用者の増加に向け、親子を対象とした啓発活動等につい て共同運行する千代田町と検討を進める。
- ⑤大泉町行政マネジメントシステムについては、より有効かつ効率的な運用に向けマニュアルの見直し - を検討する。
- ⑥広域行政については、郡町村会において、各町の共通課題である「人口減少問題」への対策として、 定住促進イベントの実施に向け準備を行った。また、地域のさらなる発展と利便性の向上を目指し、 国や県への要望活動を継続していく。
- ⑦公共施設マネジメントについては、「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、今後の公共施設等の管理 に係る方針とする「公共施設長寿命化・再配置方針」の策定を進める。併せて、平成30年度からの 進捗管理の方法についても検討していく。
- ⑧町発足60周年関係事業については、町主催の4月の記念式典を皮切りに、各記念事業の円滑な実施に取り組んでいる。平成29年度後半に予定している事業についても、多くの人に楽しんでもらえるよう準備を進めるとともに、各地域団体や企業等による記念事業・協賛事業がより活発に実施されるよう働きかけながら、引き続き60周年をPRしていく。

4. 最終レビュー

- ①第五次大泉町総合計画及び大泉町人口ビジョン・総合戦略については、行政マネジメントシステムにより進捗管理を図った。また、次期総合計画の策定に向け、大泉町総合計画策定推進委員会を設置し、計画策定の基礎資料とするため、住民に対しアンケート調査を実施した。
- ②行政評価については、各部署において平成28年度の事務事業について評価を行うとともに、客観的 な視点による評価を行うため、今年度から本格導入した外部評価について、より広い視野からの意見 や提言等をいただけるよう、試行の段階より評価者を増やし実施した。
- ③初年次であった「第6次行政改革大綱」については、一部の項目でスケジュールを変更して進める こととなったが、おおむね計画どおり取り組みを進めることができた。
- ④広域公共バスについては、チラシの配布等によりPRを行ったが、利用者数は前年度とほぼ同数であった。
- ⑤大泉町行政マネジメントシステムについては、機構改革に伴う見直しと併せて文言整理と、より見や すいレイアウトへの変更を行った。
- ⑥広域行政については、郡内自治体と連携し、移住定住促進イベントを実施した。また、国や県への 要望活動についても、関係自治体とともに国及び埼玉県に対し要望活動を実施した。
- ⑦公共施設マネジメントについては、今後の町の施設管理において長寿命化や再配置を検討するうえでの基本的な考え方を示す「公共施設長寿命化・再配置方針」を策定した。
- ⑧町発足60周年関係事業については、予定していた町主催事業は滞りなく実施でき、多くの好評をいただいた。また、地域団体・地元企業等により数多くの事業が実施され、町民を挙げて60周年の節目を盛大に祝うことができた。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	
42501	公共交通利用促進事業(広域公共バス事業)	
61102	企画推進事業	
61103	行政評価システム事業	
61105	職員提案事業	
61301	広域行政事業	
62102	大泉町発足60周年記念事業	

部署名	役職	氏名
企画部 広報情報課	課長	酒井 清

1. 現状と課題

- ①町からの情報発信については、正確かつ理解しやすい表現方法を用いながら適切に発信する必要が ある。
- ②住民からの意見や要望を政策に反映させるためには、更なる広聴機能の充実や強化を進める必要 がある。
- ③電算システムについては、経費節減や災害対策等のメリットを考慮し、郡内(明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)で基幹系システムの共同利用化が決定したことから適切に進捗管理する必要がある。 また、その他のシステムについてのクラウド化及び共同利用について調査研究を行う必要がある。
- ④情報セキュリティ対策については、高度化・巧妙化している不正アクセスやその予兆を早期に把握するため、情報システムの強靱化、並びに職員の意識向上に向けた対策を行う必要がある。

2 取組方針

- ①情報発信手段のひとつである町広報紙について、必要な情報を簡潔で分かり易く効果的に提供する 観点から検討を行う。また、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を積極的に活用し即時性を 図る。
- ②町民意見の収集方法について、現在行っている意見箱やメールなど情報収集手段の向上を図ると ともに、SNSなどを利用した有効な手段の再検討を実施する。
- ③基幹系システム共同利用については、参加団体による運用監視を行うとともに、郡情報研究会に おいてその他のシステムにおける共同利用について研究を行う。
- ④強靱化対策として群馬自治体情報セキュリティクラウドへ接続し、インターネット接続環境の情報セキュリティ対策を強化するとともに、人的対策として職員に応じた情報セキュリティ研修を実施する。

3. 中間レビュー

- ①町広報紙については、編集時に伝えたい記事や重要な記事を精査、確認することで、正確で、分かりやすい紙面で構成するよう進めている。また、SNSについては、即時性の観点から、遅れることなく発信を行った。引き続き、災害や有事の際には遅延することなく発信する必要がある。
- ②町民意見の収集方法については、道路通報アプリについて先進地視察を行った。引き続き、本町に とって効果的で有意義な意見の収集方法について検討しなければならない。
- ③基幹系システム共同利用については、大泉町、千代田町で稼働し、10月稼働の明和町をまって、 サービス品質合意書(SLA)に基づいて適切に管理運用されているか、サービスレベル管理委員会 (SLM)を開催し、検証する必要がある。また、郡情報研究会では、各町で稼働しているシステムの洗い 出しを実施しており、今後、各システムの各町利用状況等を調査し共同利用についての研究を行う。
- ④群馬自治体情報セキュリティクラウドは、本年4月に正式稼働し、7月の運営部会で運用状況について確認を行った。また職員に対しては、標的型攻撃メール訓練を実施したほか、eラーニングを活用した研修を実施した。引き続き、情報セキュリティに対する認識の向上を図る必要がある。

4. 最終レビュー

- ①広報紙やホームページはもとより、町民ホールに設置したデジタルサイネージを活用し、幅広く広報発信を行うほか、SNSを活用し申告相談会場の状況についての情報提供など、即時性の高い情報発信に努めた。
- ②広聴機能については、町議会議員と町長との懇談会を2回実施したほか、意見箱やメールでの意見 聴取やパブリックコメント(5件)を実施した。 また広聴機能強化に向けて、ICTを活用した取り組みについて調査研究を行った。
- ③基幹系システム共同利用についてはSLAに基づき委託事業者への監査を行ったほか、安定した 住民サービスの提供が図れるよう、共同利用団体間で災害時相互支援訓練を行った。
- ④情報セキュリティについては、群馬自治体情報セキュリティクラウド運用部会によるインシデント対応 訓練を行ったほか、庁内においては、全職員を対象とした自己点検や内部監査を行い、情報セキュ リティに対する意識向上を図った。個人情報保護委員会による調査報告をもとに、庁内情報セキュリ ティ対策の見直しを行い、技術的・物的・人的セキュリティ対策の強化を図った。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	
62501	広報発行事業	
62502	FM放送事業	
62503	地域情報システム推進事業	

部署名	役職	氏名
企画部 国際協働課	課長	岩瀬・光裕

1. 現状と課題

- ①協働のまちづくりについては、「住民活動支援センター」を活用し、「協働のまちづくり推進指針」に 基づき、各種制度の周知や活用の促進、地域で活躍できる人材の育成と活用を図る必要がある。
- ②人権施策については、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育委員会や関係各課と 連携し、あらゆる差別のない社会の実現に向けた人権教育・啓発のより一層の推進を図る必要が ある。
- ③男女共同参画については、平成28年度の進捗状況を確認し、改善すべき内容を把握するとともに、 「第三次大泉町男女共同参画推進計画」に基づく事業展開と、進行管理を行う必要がある。
- ④多文化共生については、多文化共生コミュニティセンターを活用し、正確かつ迅速な情報提供や 多国籍化する外国籍住民へ対応するため、関係各課との横断的な課題把握、関係機関等と連携した 事業展開を図る必要がある。
- ⑤外国人集住都市会議については、必要な施策について国や関係機関等へ提言を行うため、関係 各都市との連携を図るとともに、引き続き課題調査及び整理をする必要がある。

2. 取組方針

- ①協働のまちづくりについては、住民活動支援センターの機能を活用し、住民活動団体等の活動を 支援するとともに、「元気な地域支援事業」と「協働のまちづくり事業提案制度」を引き続き実施する。 また、「元気な地域支援事業補助金」の中にスタートアップ補助金を追加し、新規の活用促進を図る。 人材バンク制度については、住民活動団体等の活動の場に出向き積極的な周知を行い、登録者の 発掘を行うとともに、各課で実施する講座や地域活動における指導者等としての活用促進を図る。
- ②人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例(案)」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、すべての人の人権が尊重され、誰も傷つかない、誰も傷つけない、そして誰もが生きがいを持って生活できるまちづくりを推進するための啓発を行う。
- ③男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、 国籍を問わず男女共同参画の意識の啓発及び理念の普及を図るための各種事業を実施する。
- ④多文化共生については、正しい情報を正しく伝え、正しく理解してもらうことを基本に、多文化共生 懇談会や文化の通訳養成講座等を開催する。また、多文化共生コミュニティセンターの機能を活用 した迅速な各種行政情報の提供と、多国籍化する外国籍住民に対応するため、各国籍の キーパーソンの発掘と育成、外国籍住民コミュニティーの活動支援等を行い、行政との繋がりを深め、 必要な情報の収集・提供を行う。
- ⑤外国人集住都市会議については、関係各都市と連携を図り、必要に応じて国や関係機関等への 働きかけを行うとともに群馬・静岡ブロックのテーマの調査研究を行う。

3. 中間レビュー

①協働のまちづくりについては、協働のまちづくり制度を活用している団体等の活動内容を、随時住民 活動支援センターホームページに掲載したほか、制度利用に関する相談や提案を行いながら団体等 の活動支援を行った。

また、29年4月に要綱の一部改正を行った「元気な地域支援事業」では、「スタートアップ補助金」として2件、「ステップアップ補助金」として5件の事業を採択した。

- 「協働のまちづくり提案制度」では、行政提案型として2件、住民提案型として1件の事業を採択した。 人材バンク制度については、60件の登録を発掘し、5件の活用に繋げた。
- ②人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する 基本計画」に基づき、LGBTに関する職員研修や、部落解放同盟大泉支部と連携し、人権に関する 講演会の準備を進めた。
- ③男女共同参画については、第3次推進計画に基づき、男性向け参加体験型講座として「収納整理術 講座」の開催や、啓発図書コーナーの設置、ホームページ等で各種情報提供を行った。
- ④多文化共生については、外国籍住民と接する機会の多い関係部署との情報交換会を開催し、各課での課題や取り組み状況等の情報共有を行った。また、多文化共生懇談会を6回開催したほか、 多文化共生コミュニティセンターでの各種相談や行政情報の提供を行った。
 - また、文化の通訳養成講座を3回開催し、日本の文化や生活ルールなどに対する理解を深めるとともに、登録者に対し、メールを活用して各種情報発信を行った。
- ⑤外国人集住都市会議については、群馬・静岡ブロックへ参加し、参加都市と連携しながら、多国籍化 する外国籍住民への対応などについて調査研究を行った。

4. 最終レビュー

- ①協働のまちづくりについては、新たにスタートアップ補助金を加えた「元気な地域支援事業」により 住民活動団体へ補助を行ったほか、「協働のまちづくり提案制度」を活用し住民と行政による協働 事業を実施した。また、協働に関する講演会等を開催したほか、住民活動団体の活動紹介など 情報発信を行った。人材バンク制度については、さらなる登録者の発掘と制度の利用の拡大を 図った。
- ②人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する 基本計画」に基づき、教育委員会と連携して教育啓発活動を実施するとともに、部落解放同盟大泉 支部と連携し「人権に関する講演会」を開催した。
- ③男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」に基づく施策の進行管理を 行った。また、男女共同参画に関する講演会等を開催したほか、広報おおいずみや町ホームページ などにより男女共同参画に関する各種の情報提供を行った。
- ④多文化共生については、「多文化共生懇談会」、「文化の通訳養成講座」を開催した。また、多文化 共生コミュニティセンターホームページやポルトガル語版広報紙ガラッパにより各種の情報提供を 行った。ブラジル人学校の生徒と年齢の近い世代の日本人が参加した「世代間多文化交流」や 各国の外国人女性による意見交換会「JOSHIKAI」を開催した。
- ⑤外国人集住都市会議については、「群馬・静岡ブロック会議」に参加し、各都市と連携して地域課題の 研究を行った。「外国人集住都市会議津会議2017」においては、「多様性を活かした、活力ある地域 社会を目指して」をテーマに国や関係機関等へ提言を行った。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	
62101	協働推進事業	
62201	多文化共生懇談会推進事業	
62202	共生化推進事業	
62203	多文化共生コミュニティセンター管理運営事業	
62204	文化の通訳養成講座事業	
62301	男女共同参画推進事業	
62302	第三次男女共同参画推進計画進捗状況管理事業	
62402	町ぐるみ人権教育推進事業	

部署名	役職	氏名
財務部	部長	竹内 寿治

1. 現状と課題

- ①景気回復の兆しは見られるものの、町全体としては景気回復基調にあるとは言えず、今後の社会情勢、経済情勢も不透明な状態である。今後は歳入の減少、公共施設の維持保全など大きな財政需要が見込まれるため、効果的・効率的な予算編成を行うと伴に、基金の適正な管理を行い、健全な財政運営を行う必要がある。
- ②労働者を取り巻く環境の整備を行っていくため公契約の調査研究を進める必要がある。また、財産管理においては、利用計画が定まっていない普通財産による維持管理が、事務上及び財政上の負担となっている。
- ③税制改正等に適切に対応し、公正・公平・適正な課税を行うと伴に課税に関する個人情報等の適正な 管理保護を図っていく必要がある。また平成29年度から個人住民税の特別徴収一斉指定が開始と なることから特別徴収を一層推進していく必要がある。
- ④滞納処分の強化等により滞納額が年々減少しているが、いまだ処理件数も多いため計画的に滞納処分等を行うと伴に、個人住民税特別徴収一斉指定開始に伴う未納にも確実に対応していく必要がある。

2. 取組方針

- ①健全な財政運営を行うため、財政分析や収支などを的確に見極めながら、事業の精査、経費削減を 行い将来を見据えた効果的・効率的な予算編成を行うと伴に基金の適正な管理を行う。
- ②町の特性や施策を考慮しながら関係部署と連携をし更なる公契約の調査研究を進める。また、未利 用普通財産については売却、期限付有償貸付を推進し、財産確保及び維持管理費の抑制を図る。
- ③公平・公正・適正な課税を行うため、職員の資質向上、電算システムの点検、申告書等の審査、実態 調査及び税制改正等への対応をしていくと伴に課税に関する個人情報等の管理保護を徹底していく。 また平成29年度から開始となる個人住民税の特別徴収一斉指定に伴い事業所の対応状況を検証 し、指導をしていく。
- ④滞納額の減少を図るため、納期内納付の啓発活動及び計画的な財産調査、居住実態調査、滞納処分、執行停止を行う。また個人住民税特別徴収一斉指定開始に伴う未納に対しては、早期に着手していく。

3. 中間レビュー

- ①効率的・効果的な予算編成を行うため、行政改革の取り組みの中で、事務事業の見直し作業を行っている。
- ②先進的な他自治体等の公契約の調査を行い、併せて労働環境の整備に向け、建設工事等の検査時 に関連事業者の保険加入等の確認・指導に取り組んだ。また、未利用普通財産2件の公売の準備を 進めた。
- ③職員資質の向上を図るため、随時、専門研修に職員を派遣するとともに、個人情報の取扱いについては、その管理・保護、情報の漏洩防止に向けた情報共有等を徹底している。また、個人住民税の特別徴収一斉指定は特段のトラブルもなく進捗した。
- ④滞納額の減少に有効な口座振替の件数は、昨年度同時期より582件増加しており、引き続き推進を図っていく。また、財産・居住実態調査や、滞納処分等についても法令に従い実施した。個人住民税 特別徴収一斉指定開始に伴う未納の扱いについては、賦課部署と連携し的確に対応した。

4. 最終レビュー

- ①全部署に事務事業見直しのヒアリングを行い、見直し結果を踏まえて予算を編成した。併せて基金 全般の今後の見通しを検討すると共に、財政需要が見込まれる基金に積極的に積み立てを行った。
- ②公契約については、完成検査の過程で、社会保険加入状況を把握するするなど関連異業者の労働 環境を確認した。
- ③課内のOJTにより、税制改正に向けた共通認識、個人情報の漏洩防止など日常業務に潜むリスク管理を行い職員の資質の向上を図った。また、個人住民税の一斉指定への移行は、順調に進捗した。
- ④口座振替の推進により、前年同時期778件増の口座振替の申し込みを得た。また日常的な居住実態調査や、財産調査により、生活状況等を把握する中で、法令に基づき滞納処分・執行停止を行い滞納額減少に取り組んだ。

5. 所管する施策

施策の体系	施策名	所管課
612	健全な財政運営	収納課

部署名	役職	氏名
財務部 財政課	課長	堀本 俊行

1. 現状と課題

- ①景気回復の兆しは見られるものの、町全体としては景気回復基調にあるとは言えず、今後の社会情勢、経済情勢も不透明な状況にあるため、財源確保、経費削減を進め、安定的な行政サービスを提供できる財政運営を行う必要がある。
- ②歳出は、近年増加傾向にあり、今後は歳入の減少に加え、社会保障関係経費や各公共施設の維持 保全など大きな財政需要が見込まれるため、基金の適正な管理を行っていく必要がある。
- ③平成28年度決算より統一的な基準による地方公会計に移行するにあたり、この基準に基づく財務書類を作成し、財政マネジメントの強化に活用していく必要がある。
- ④財政の透明性を高め、また説明責任の観点から、引き続き財務状況等の公表を行っていく必要がある。

2. 取組方針

- ①事業内容などを精査することで財源の確保、経費削減を行い、効果的・効率的な予算編成を行う。 また、健全化判断比率や財政収支などを的確に見極め、財政の健全化と将来負担の適正化を図る。
- ②今後の社会保障関係経費や公共施設の維持保全などに係る財政需要に対応するため、基金の適正 な管理を行う。
- ③統一的な基準による財務書類を作成すると伴に、他団体との比較や、資産や負債などの把握に財 務書類を活用し財政マネジメントの強化を図る。
- ④広報、ホームページ等を通じ、財政状況等をわかりやすく町民へ公表をしていく。

3. 中間レビュー

- ①平成28年度決算における健全化判断比率は、平成27年度と同様に全て早期健全化基準を下回り低い値となっており、健全財政を維持している。また現在、財源の確保、経費削減を行うため事業の見直しを実施している。平成30年度当初予算編成においては、事業の見直し結果等を反映し、効果的・効率的な予算編成を行う。
- ②平成28年度決算においては、基金の取り崩しをせず、積立てを行うことができた。今後見込まれる財政需要等に対応するためにも基金規律を検討するとともに充実を図っていく。
- ③開始時の固定資産台帳が完成し、現在平成28年度時の変更に伴う更新を行っている。今後は伝票 等の精査を行い2月までに財務書類を作成していく。
- ④広報にて表・グラフといった視覚的表現を用いて当初予算・補正予算・下半期財政状況の公表を行った。今後は、10月に健全化判断比率等、3月に財務書類の公表を行っていく。

4. 最終レビュー

- ①経費削減等を行うため、事業見直しのヒアリングを全部署を対象に実施し、平成30年度当初予算編成においては、その見直し結果を一部反映し、予算編成を行った。また、事業見直し時に将来の財政需要の調査も併せて行い、今後の財政計画を作成する際の基礎材料が準備できた。
- ②基金の適正管理を行うため、近隣自治体の基金の状況を調査するとともに、本町の基金残高のこれまでの推移と今後の見通しを検討した。
- ③2月までに一般会計等財務書類、全体財務書類が完成し、連結団体からの書類提出を受け、全ての平成28年度決算の財務書類(連結含む)を年度内に完成することができた。
- ④広報を中心に表・グラフといった視覚的表現を用いて当初予算・補正予算・財政状況・健全化判断 比率等の公表を行った。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	

部署名	役職	氏名
財務部 契約管財課	課長	青木 篤

1. 現状と課題

- ①公契約においては、公共サービス基本法の趣旨に基づき、労働者を取り巻く労働環境の整備が必要である。
- ②本町が公共事業を発注するにあたっては、事業者の経営の安定性や透明性、業種の妥当性に配慮 した上で指名をし、業務が確実に履行される請負業者を選定する必要がある。
- ③本町が発注する建設工事については、引き続き品質の確保が必要である。
- ④行政サービスの拠点である役場庁舎について、来庁者の安全性に配慮した管理を行うとともに、良好 な職場環境を維持・確保していく必要がある。
- ⑤公用車のうち共用車について、稼働率の偏りから生じる車両ごとの劣化状況の差を平準化することで 均一な償却を図りつつ、全ての車両に対して安全かつ確実に職務を遂行できるよう、万全な維持管理 を行う必要がある。
- ⑥町有地について、将来の利用計画が定まっていないものについての維持管理が、事務上及び財政上 の負担となっている。

2. 取組方針

- ①本町の公共事業の関連事業者に対して、各関係部署と連携を図り、適切な労働環境整備のため確認、指導を実施する。
- ②小規模契約希望者及び入札参加希望者の受付年度となっており、提出された申請書類はもとより、 経営状況や業務実績などについても十分な確認をした上で、適切な業者格付けを行う。
- ③本町が発注した建設工事において、優秀に完成した業者及び担当技術者を表彰することにより、業者及び担当技術者の施工意欲の向上を図り、更なる公共工事の品質の確保を図る。
- ④役場庁舎については、建物及び設備の劣化に対して予防的な措置を講じることで費用の縮減を 図るとともに、公共施設総合管理計画に基づいて長期的な視点による維持管理を行う。
- ⑤共用車については、幅広い目的に応じて配車できるような体制を目指すとともに、法定点検を始め 日常の維持管理について確実に実施する。
- ⑥現在未利用となっている普通財産について、売却や期限付有償貸付を推進することで、財源確保 及び維持管理費の抑制に繋げる。

- ①公契約については、検査を通じて関連事業者の社会保険加入状況の確認に取り組んでいる。今後も 確認や指導を行いながら適切な労働環境整備を推進する。
- ②小規模契約希望者については、計画どおり平成29·30年度の定期申請を受け付けし、登録を完了した。引き続き随時申請を受け付けていく。また、入札参加希望者については、今後の手続きについて県と協議しながら順次、定期受付を行い、適切な業者格付けを実施する。
- ③完成した建設工事において検査を行い、施工状況や品質を的確かつ公平に評価した成績評定を実施 している。引き続き検査を通じて公正な成績評定を行い、優良工事を奨励し建設工事の品質の確保を 図っていく。
- ④平成29年度に計画した2件の工事については、順調に進み年度内に完成する見込みである。また不具合が発生している設備については随時対応しているが、今後は予防措置を図りながら良好な職場環境の維持管理に取り組む。
- ⑤法定点検が必要な共用車については、確実に実施し良好な状態に保つことができている。今後も日 常の安全点検を実施しながら確実な維持管理に取り組む。
- ⑥平成29年度については、未利用地の中で2物件を選定し公売に向けて取り組んでいる。また期限付有 - 償貸付も推進することで、財源確保と維持管理経費の抑制に繋げる。

4. 最終レビュー

- ①公共工事については、完成検査を通じて施工体制台帳などにより、社会保険加入状況を把握し、関連事業者の労働環境を確認した。今後も適切な労働者の環境整備に取り組み、調査・研究を行っていく。
- ②小規模契約希望者は定期申請受付を行い滞りなく登録を完了した。今後も随時申請登録を実施して いく。また入札参加希望者は、定期申請受付を行い主観数値を付与したランク付けを実施し、業者格 付けを行った。
- ③工事完成検査を行う中で、公共工事の品質向上に取り組み、的確かつ公平に成績評定を実施したが、優良建設工事表彰を満たす優良工事はなかった。今後も優良工事を奨励し、建設工事の品質確保に繋げていく。
- ④平成29年度に計画した2件の工事は全て完了した。また突発的に発生した不具合等についても、費用対効果を重視しながら随時対応した。
- ⑤予定していた共用車の法定点検は全て完了した。今後も運転者への安全運転の啓蒙活動を継続し、 安全への意識を高めていく中で、安全で万全な車両維持管理を行っていく。
- ⑥平成29年度は未利用地の中で2物件を2度公売したが、応札者がなかった。今後は広報紙やホーム ページだけでなく、広く公売情報を周知していく。また期限付き有償貸付は予定通り随時実施した。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	

部署名	役職	氏名
財務部 税務課	課長	千吉良 輝夫

1. 現状と課題

- ①公正・公平・適正な課税と課税客体の正確な把握により、財源の確保を図る。
- ②税制改正へ適切に対応し、改正内容の周知を図る。
- ③個人住民税の特別徴収推進を図る。
- 4)課税業務に不可欠である電算システムの適正化を維持する。
- ⑤審査請求や課税額に対する問合せなどに適切に対応する。
- ⑥課税に関する個人情報等の適正な管理保護に取り組む。

2. 取組方針

- ①公正・公平・適正な課税への取り組みとして、積極的に研修会へ参加し職員資質の向上を図る。 また、課税客体を正確に把握するため、申告書等の審査と実態調査を実施し、財源の確保を図る。 特に、平成30年度の固定資産評価替えに向け、土地・家屋評価額の適正な見直しに取り組む。
- ②毎年実施される税制改正に対し、改正内容を正確に理解し、職員間の共通認識を図る。町広報紙や ホームページを利用し、町民向け周知に取り組む。
- ③平成29年度個人住民税の特別徴収一斉開始による事業所の対応状況を検証し、関係機関と連携し ながら適切な指導に取り組む。
- ④税制改正事項や申告書等の賦課資料情報が適正に格納されているかなど、電算システムの十分な 検証を行い、課税誤り等の未然防止に取り組む。
- ⑤行政に対する不信感などによる納税者からの審査請求及び納税通知書に関する問合せ等に対し、 十分な説明責任を果たす。
- ⑥課税事務において取り扱う賦課資料などの個人情報等について、厳格な管理保護を徹底する。

- ①職員資質の向上については、県・町村会・税務署・郡税務協議会等主催の初任者向け及び各税目専門研修会への参加、また、市町村アカデミー主催の住民税専門研修を中堅職員1名に受講させるなど、税務知識習得に努めている。引き続き、下半期に予定されている各研修会へも参加し、職員資質の向上を図っていく。課税客体の正確な把握については、軽自動車及び法人において、現地調査、実態調査、関係機関への情報照会等を行い、適正な把握に努めている。固定資産評価替えについては、関係する委託業務など各準備作業が順調に進捗している。
- ②税制改正に関する事項については、課内研修を実施し、各職員間での共通理解を図った。今後、税 条例の改正等も予定されているため、改正内容の周知方法等について検討を進める。
- ③個人住民税の特別徴収一斉指定については、関係機関と連携した事前周知等により、特別徴収拒否 などのトラブルもなく順調に進捗した。また、該当事業所からの問合せ等についても適切な対応を行っ た。
- ④電算システムについては、税制改正事項及び賦課資料情報等が適正に反映されていることを確認 し、保管されているデータの安全性確保についても適正であることを確認した。
- ⑤納税通知書発送後の税額に関する問合せ等に対し、分かりやすく丁寧な説明を行った。引き続き、 納税者からの意見等を真摯に受けとめ、納税者目線に立ち、課税事務の正確性を保持する。
- ⑥個人情報の取扱については、紙媒体及び端末内データの管理保護、また、情報漏洩防止等に対し、 課内での情報共有を徹底している。特に、申告書類等へのマイナンバー記載が義務づけられたことに 伴い、取扱方法の再確認を行った。

4. 最終レビュー

- ①税務知識習得、資質向上を図るため、県・町村会・税務署・郡税務協議会等主催の初任者研修会 及び各税目専門研修会へ参加し、中堅職員1名に市町村アカデミー主催の住民税専門研修を受講 させた。また、現地調査、実態調査の実施、関係機関への情報照会等により、課税客体の正確な 把握に努めた。なお、固定資産税評価替え関係事務については、適正な進捗管理を行い、必要に 応じて現地確認等を行った。
- ②税制改正関係事項については、課内OJTを行い共通認識を図り、広報紙、HPの利用、チラシの配布 等、納税者向け周知啓発を行った。
- ③個人住民税の特別徴収一斉指定については、関係機関と連携した周知啓発の結果、特別徴収拒否 等のトラブルもなく順調に進捗した。今後も、引き続き、新規事業者への周知に努める。
- ④電算システムについては、保管されている課税データ等の安全性を確保し、常に、適正であることを 確認している。引き続き、安全性の確保に努める。
- ⑤納税通知書記載の課税額に対する問合せ等にたいし、納税者目線に立ち、分かりやすい説明を実施 した。今後も、専門用語の多用などを避け、分かりやすい説明を実践する。
- ⑥マイナンバーを含む個人情報の取扱については、紙媒体及び端末内データの管理保護、情報漏洩 未然防止等に対し、課内での情報共有を徹底し、厳格な対応を行っている。今後も、同様な対応を 継続する。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	

部署名	役職	氏名
財務部 収納課	課長	青木 宜尚

1. 現状と課題

- ①町税等の現年度収納率について、県内市町村と比較して依然低い状態である。
- ②滞納処分の強化等により滞納金額は年々減少しているが、まだまだ処理案件は多い状態である。
- ③平成29年度から個人住民税特別徴収一斉指定が開始されることにより、特別徴収義務者の未納となる件数が増加することが想定されることから、一斉指定により増加する特別徴収分を確実に 歳入として確保するための取組を行う必要がある。

2. 取組方針

- ①口座振替申込書の納税通知書への同封、窓口での勧奨等による口座振替の推進を図る。 広報紙、ホームページを利用した納期内納税の啓発活動を行う。
- ②財産調査や居住実態調査を計画的に行い、その結果差押え等の滞納処分や執行停止処理を行い 滞納金額の減少を図る。
- ③個人住民税特別徴収一斉指定開始後、特別徴収義務者に一部未納が発生した場合に、課税と 収納で協力して調査を行い、異動届の未提出によるものか、実質的な滞納の発生なのかを早期に 見極め、滞納整理に着手する。

3. 中間レビュー

- ①口座振替申込書を納税通知書に同封し、窓口での勧奨等により口座振替の推進を図っており、上半期の口座振替者数は、昨年度より582件増加している。またホームページ、広報紙では納期毎、下半期分については10月10日号の広報紙へ掲載し、納期内納税の啓発を行っている。
- ②居住実態調査により滞納者の実態を把握し、非居住者については関係課に通報した。また財産調査 の結果により、滞納処分や執行停止処理を行った。
- ③個人住民税の特別徴収の初回の納入期限(7月10日)の未納分については、課税と収納で協力し、 電話による納入の確認を行い、異動届の未提出者には提出をするように促し、滞納者に対しては督 促状を発布した。

4. 最終レビュー

- ①口座振替については、口座振替申込書を納税通知書に同封し、窓口での勧奨等を行った結果、口座 振替申込者数が、839件増加した。また、広報紙等により納期内納税の啓発を行った。
- ②居住実態調査を実施し、非居住者について住民課に2回の通報を行った。また、財産調査を実施し、 滞納処分及び執行停止処理を行った。
- ③個人住民税特別徴収の一斉指定について、未納が発生した際は、課税と収納による調査を行い、 異動届の未提出の場合は、提出するように指導をし、また滞納の場合は、督促状を発布し滞納整理を 実施した。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	
61201	徵収総務費·徵収費	

部署名	役職	氏名
社会福祉部	部長	岩瀬 一

1. 現状と課題

- ①地域ぐるみの福祉を推進するための「大泉町地域福祉計画」が最終年度となるため、次期計画を策 定しなければならない。
- ②「大泉町手話言語条例」が施行されることから、条例の周知とともに施策の推進を図る必要がある。
- ③障害者の親なき後を見据えた生活支援拠点施設の整備を進める必要がある。
- ④災害時の避難行動要支援者対策事業については、支援の必要な人すべてを把握できるよう、地域 や関係機関との連携が必要である。
- ⑤「第6期大泉町高齢者保健福祉計画」が最終年度となるため、次期計画を策定しなければならない。
- ⑥学童保育については、利用者の増加が見込まれることから、受入れ体制の整備とともに活動内容の 充実を図る必要がある。
- ⑦児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、引き続き関係機関等との連携・情報共有が 必要である。
- ⑧経済的に厳しいひとり親家庭に対する子育て支援を推進する必要がある。

2. 取組方針

- ①「地域福祉計画」については、現計画の取り組み状況や地域の課題等を分析し、地域福祉の向上に向けた次期計画(平成30年度~34年度)を、町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と 一体的に策定する。
- ②手話言語条例については、パンフレットの作成や広報紙、ホームページ等で周知を図るとともに、手 話に関する施策の推進方針に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ③障害者の親なき後の生活支援拠点については、検討委員会の検討結果を受け、生活拠点施設の 整備を進める。
- ④避難行動要支援者対策事業については、遺漏なく名簿の更新を行い、引き続き、地域の自主防災 組織等と協力して災害時のみならず、日常の見守りにも利用できる個別計画の整備に取り組む。
- ⑤高齢者保健福祉計画については、老人福祉計画と介護保険事業計画をあわせ、第7期計画(平成30年度~32年度)を一体的に策定する。
- ⑥学童保育については、教育部門と連携し施設整備を図る。また、指定管理者と連携を図り、活動内容 の充実を図る。
- ⑦児童虐待防止については、関係機関と連携を密にし、情報共有を図り、要保護児童世帯の見守りを 行うとともに、住民への啓発に努め、早期発見につなげる。
- ⑧ひとり親家庭の支援については、ハローワークと連携し、就労相談を実施する。また、ひとり親家庭への入学及び進学支度金支給制度の周知を図り、利用を促進する。

- ①地域福祉計画については、策定委員会、策定懇談会を設置し、次期計画策定に向けて、協議を行っている。
- ②手話言語条例については、条例の制定について周知を行うとともに、施策の推進方針により、月に 1度の手話通訳者の設置を実施し、今後は、広報・ホームページなどでの手話普及に取り組む。
- ③障害者の親なき後の生活拠点については、検討委員会での協議を経て、整備概要をまとめ、施設の 設置・運営事業者の公募を行った。
- ④避難行動要支援者対策事業については、ひとり暮らし高齢者調査に合わせて新規に対象となる人の 名簿のとりまとめを行い、名簿の更新作業を進めている。
- ⑤第7期大泉町高齢者保健福祉計画については、前期の振り返りや分析などを行い、計画の素案作成 に取り組んでいる。
- ⑥学童保育については、教育委員会と連携し、学童保育室の平成30年度建設に向けて、校舎の増築 設計の打ち合わせを行っている。
- ⑦児童虐待防止については、これまでに要保護児童対策地域協議会の代表者会議を1回、実務者会 議を2回開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、対象児童について継続的な見守りや支援を 行っている。
- ⑧ひとり親家庭の支援については、関係機関と連携し、8月に就労支援相談を実施し、1人が新規就労 につながった。今後も、就労支援相談を実施し、就労につながるよう取り組みを進める。

4. 最終レビュー

- ①地域福祉計画については、アンケート調査や地域福祉座談会、計画の策定懇談会等を開催し、住 民の声を反映した計画を策定することができた。
- ②手話言語条例については、条例制定について、広報紙やホームページで周知したほか、手話通訳者の設置、保健福祉まつりでのパンフレットの配布、広報紙やホームページでの写真や動画による手話の紹介など、視覚障害者の利便性向上を図るとともに、手話に対する理解を深める取り組みを推進した。
- ③障害者の親なき後の生活拠点については、施設の建設・運営法人を公募したが、決定には至らず、 補助要件等を再検討し、再公募を行うこととなった。
- ④避難行動要支援者対策事業については、対象者の名簿更新を行い、自主防災組織を始めとする関係機関に名簿の提供を行った。今後も地域の協力を得ながら、個別避難計画の整備に取り組んでいく。
- ⑤第7期大泉町高齢者保健福祉計画については、平成30年度から3年間の計画の策定が完了し、 これに基づき、今後、高齢者の保健福祉向上に向けて、施策を推進していく。
- ⑥学童保育については、西小学校校舎と一体化させた学童保育室の実施設計が完了し、30年度に 施設を建設する。
- ⑦児童虐待防止については、関係機関と情報の共有を図り、虐待の防止に取り組むとともに、健康 診断時等にチラシを配布し、虐待防止の周知啓発を図った。
- ⑧ひとり親家庭の支援につては、ハローワークと連携し就労相談を2回実施し、1人が新規就労に つながった。また、小中学校の入学進学支度金を入学前に支給し、支援の充実を図った。

5. 所管する施策

施策の体系	施策名	所管課
421	地域福祉の推進	福祉課
422	障害者福祉の充実	福祉課
423	子育て支援の充実	子育て支援課
424	高齢者福祉の充実	高齢福祉課
425	公共交通の利用促進	福祉課・高齢福祉課

部署名	役職	氏名
社会福祉部 福祉課	課長	金井 隆浩

1. 現状と課題

- ①民生委員・児童委員については、平成28年12月に一斉改選となり新任者もいることから、各種相談 に対応できるようにする必要がある。
- ②福祉タクシー使用料補助事業については、申請率、使用率が低く利用促進を図る必要がある。
- ③大泉町地域福祉計画が最終年度となるため、次期計画を策定しなければならない。
- ④障害者総合支援法の一部改正が平成30年4月施行で予定されていることから、改正に伴う対応を 行う必要がある。
- ⑤手話言語条例が施行されることから、周知及び施策の推進を図る必要がある。
- ⑥第4期大泉町障害福祉計画が最終年度となるため、次期計画を策定しなければならない。
- ⑦障害者の親なき後等の生活支援拠点施設の整備を進める必要がある。

2. 取組方針

- ①定例会において各種制度説明を行うとともに、県や郡民生委員協議会の研修会への参加を支援し、 委員の知識習得をサポートする。
- ②タクシー券の一回当りの利用枚数制限を改正し利用促進を図る。また、アンケート調査を実施し、 申請率、使用率の低い理由や今後の制度改正等についての分析・検討を行う。
- ③現計画の取り組み状況や地域の課題等を分析し、地域福祉の向上に向けた次期計画を策定する。
- ④通知や制度説明会に積極的に参加し、情報収集を行う。また、関係機関や各事業所と連携を図り、 制度改正に対応する。
- ⑤広報紙、ホームページに掲載するほか、パンフレット等を作成し周知する。また、聴覚障害者及び 町民に対し施策を実施していく。
- ⑥第5期大泉町障害福祉計画の策定にあたっては、より実情にあったサービス提供体制を整備する ため、利用者及び事業者の視点も踏まえて行っていく。
- ⑦障害者の親なき後等の生活支援拠点施設検討委員会の検討結果を受け、利用者の使いやすい 生活拠点施設の整備を進める。

- ①県や郡民生委員協議会の研修会へ積極的に参加している。9月には、大泉を会場として郡民生委員協議会研究委員会が開催され各町の取り組みや討議を通じ情報交換を行った。また、町協議会では 定例会や研修視察、各研究委員会での研修視察等を行い、スキルアップを図っている。
- ②4月からタクシー券の一回当りの利用枚数制限を改正し利用促進を図った。また、対象者全員に対し アンケート調査を実施し、申請率、使用率の低い理由についての分析・検討を行っている。
- ③地域福祉計画策定委員会、地域福祉計画策定懇談会を設置し、次期計画策定に向けて協議を行っ ている。
- ④県の説明会に参加し、情報収集を行った。今後も、通知や制度説明会を通して情報収集するほか、 関係機関や各事業所と連携を図り、制度改正に対応していく。
- ⑤条例制定について広報紙、ホームページに掲載し周知した。4月からは、窓口に手話通訳者を月に 1度設置している。また、パンフレットを作成し保健福祉まつり等で配布するほか、広報紙、ホームページで簡単な手話・動画を掲載していく。
- ⑥国の基本指針が示され、また、本町の実情にあったサービス提供体制等なども考慮しながら、第5期 大泉町障害福祉計画の策定を進めている。
- ⑦障害者の親なき後等の生活支援拠点施設検討委員会で協議して、施設概要をまとめ、施設の設置 ・運営者の公募を行った。

|4. 最終レビュー

- ①県、郡民生委員協議会等主催の研修会に積極的に参加した。なお、今年度は、主任児童委員研修・中堅民生児童委員研修などそれぞれの状況に応じた研修が新たに開催された。また、町協議会では、定例会議において事例発表や研修報告を行うなど情報共有を図り、さらに、専門委員会での勉強会、研修等を実施しスキルアップを図った。
- ②タクシー券の一回当りの利用枚数制限を改正し利用促進を図った。また、対象者全員に対しアンケート調査を実施し、申請率、使用率の低い理由についての分析・検討を行った。
- ③第二次大泉町地域福祉計画については、アンケート調査、地域福祉座談会を実施し、町民の声を ひろい上げ、地域福祉計画策定委員会・地域福祉計画策定懇談会で協議を行い策定した。
- ④県の制度説明会や通知等を通して情報収集を行った。また、制度改正に伴う必要予算について、 補正予算、次年度当初予算に計上した。
- ⑤条例制定について広報紙、ホームページに掲載し周知した。窓口に手話通訳者を月に1度設置し、 聴覚障害者の利便性の向上を図った。また、パンフレットを作成し保健福祉まつり等で配布するほか、10月10日号から広報紙、ホームページで簡単な手話・動画の掲載を開始した。
- ⑥国・県の指針を参酌し、本町の実情にあったサービス提供体制等を盛り込んだ第5期大泉町障害 福祉計画及び第1期大泉町障害児福祉計画を策定した。
- ⑦障害者の親なき後等の生活支援拠点施設検討委員会で協議して、施設概要をまとめ、施設の設置・運営者の公募を行ったが、設置・運営事業者の選定に至らなかった。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
42101	社会福祉協議会運営費補助事業
42102	民生児童委員補助事業
42104	生活困窮者等生活就労支援事業
42201	地域生活支援事業
42502	福祉タクシー使用料補助事業

部署名	役職	氏名
社会福祉部 高齢福祉課	課長	長谷川 則雄

1. 現状と課題

- ①ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、住み慣れた地域で生活が送れるよう、支援 が必要な高齢者に対する在宅福祉サービスの利用促進を図りながら、事業内容を利用実態と照らし 合わせ見直す必要がある。
- ②避難行動要支援者対策事業については、支援の必要な人すべてを把握できるよう、地域や関係機関 との連携が必要である。
- ③今後、運転免許証の自主返納等により高齢者の移動手段の確保が重要となってくるため、高齢者デ マンド交通事業の利用促進と新規登録者の増加を図らなければならない。
- ④「第6期大泉町高齢者保健福祉計画」が最終年度となるため、「第7期大泉町高齢者保健福祉計画」 を策定しなければならない。

2. 取組方針

- ①在宅福祉サービスの充実については、緊急通報装置貸与事業をはじめとする自立支援サービスの周 知方法を工夫して利用促進を図るとともに、事業実績を精査し事業の見直しに取り組む。
- ②避難行動要支援者対策事業については、遺漏なく名簿の更新を行い、引き続き地域の自主防災組織 等と協力して災害時のみならず、日常の見守りにも利用できる個別計画の整備に取り組む。
- ③高齢者デマンド交通事業については、事業をわかりやすく紹介するとともに、利用者の利便性の向上 に取り組む。
- ④第7期大泉町高齢者保健福祉計画(平成30年度~平成32年度)については、老人福祉計画と介護保 険事業計画とを一体的に策定する。

3. 中間レビュー

- ①在宅福祉サービスの充実については、さまざまな高齢者福祉サービスをわかりやすく紹介するため に、修正版高齢者福祉のしおり(平成29年度版)を作成し窓口での配布や関係機関への配布を行っ た。
- ②避難行動要支援者対策事業については、ひとり暮らし高齢者調査に併せて新規対象者の名簿の取り まとめを行うとともに、名簿の更新を進めている。
- ③高齢者デマンド交通事業については、利用者の利便性の向上を目的に、4月1日から3,000円で3,300 円分利用できる利用回数券の販売を開始した。また、利用者の希望に添った場所への乗降所設置の ための調整を行っている。
- ④第7期大泉町高齢者保健福祉計画については、事業の振り返り、分析などを行い、計画の素案づくり に取り組んでいる。

4. 最終レビュー

- ①在宅福祉サービスの充実については、地域包括支援センターや民生委員との連携をとおして、高齢者福祉サービスの周知が行えた。緊急通報装置については火災センサー付きの現在のシステムを継続するために消防本部に設置してある受信装置の入れ替えを始めとする必要な予算措置を行った。また、一部の委託事業について、町支弁額の見直しを行った。今後、利用が少ない事業については、引き続き内容の見直しや利用促進のための周知を行う。
- ②避難行動要支援者対策事業については、対象者の名簿の更新を行い、同意を得た人の名簿については、地域の自主防災組織等を始めとする関係機関に提供した。今後も遺漏なく名簿の更新を行うとともに、地域の協力を得ながら、個別避難計画の整備に取り組んで行く。
- ③高齢者デマンド交通事業については、利用者の要望に添った乗降所の増設や移設を行った。また、利用者のサービスの向上を検討するにあたっての資料とするためにアンケート調査実施に向けた準備を行った。今後も民間や他の公共交通機関との共存を図りながら、利用者拡大のための取り組みを行う。
- ④第7期大泉町高齢者保健福祉計画については、平成30年度からの3カ年の計画を策定した。これに基づき高齢者が地域で自立して暮らせるための事業を推進する。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
42401	緊急通報装置貸与事業
42402	老人クラブ活動費補助事業
42403	シルバー人材センター補助事業
42404	高齢者熱中症対策事業
42406	避難行動要支援者対策事業
42503	高齢者デマンド交通運行事業

部署名	役職	氏名
社会福祉部 子育て支援課	課長	宮永 健一

1. 現状と課題

- ①「子ども・子育て支援事業計画」を推進するため進捗管理を行う。
- ②学童保育については、利用者の増加が見込まれることから体制の整備及び活動内容の充実を図る。
- ③ファミリー・サポート・センター事業については、安心・安全な活動ができるよう支援する必要がある。
- ④児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図る必要がある。
- ⑤保育料・学童保育使用料の収納率向上を図る。
- ⑥経済的に厳しいひとり親家庭への支援が必要である。

2. 取組方針

- ①子ども・子育て支援事業計画については、関係部署等と連携し進捗状況の把握、点検等を実施し、 多様化する子育て支援ニーズに対応した施策を推進する。
- ②学童保育については、西小学校地区において児童が増加していることから、校舎と一体化させた 学童保育室の増築設計に着手する。また、指定管理者と連携を図り活動内容の充実に取り組む。
- ③ファミリー・サポート・センター事業については、事業の周知を図り会員数を増やすとともに、まかせて 会員向けの講習会を実施しサポートの充実を図る。
- ④児童虐待防止については、関係機関と連携を密にし、情報共有を図り、要保護児童世帯の見守り を行う。また、住民への啓発を行い早期発見につなげる。
- ⑤保育料・学童保育使用料については、電話催告、夜間徴収等納付指導を行い収納率向上を図る。
- ⑥ひとり親家庭の支援については、ハローワークと連携し就労支援相談等を実施し支援を行う。また、 入学及び進学支度金の制度周知を図る。

3. 中間レビュー

- ①子ども・子育て支援事業計画については、中間年の見直しを行い進捗状況を把握した。引き続き 計画に基づいて施策の推進を図る。
- ②学童保育については、教育委員会庶務課と連携を図り学童保育室の平成30年度建設に向け、増築 設計について打ち合わせを実施している。
- ③ファミリー・サポート・センター事業については、まかせて会員養成講習を9月12日から7日間実施し、 サポートの充実を図った。引き続き講習会を実施し資質向上を図る。
- ④児童虐待防止については、要保護児童対策地域協議会代表者会議、要保護対策実務者会議を2回 実施し、関係機関との情報共有を図った。
- ⑤保育料・学童保育使用料の未納については、電話催告を行うとともに9月に夜間徴収を行い収納率の 向上を図った。
- ⑥ひとり親家庭の支援については、ハローワークと群馬県母子寡婦福祉協議会と連携し8月に就労支援 相談を実施し、一人が新規就労につながった。

4. 最終レビュー

- ①子ども・子育て支援事業計画については、中間年の見直しとして必要なサービス量の再調査を行い、 施策の推進を図った。
- ②学童保育については、西小学校校舎と一体化させた学童保育室の実施設計が完了した。
- ③ファミリー・サポート・センター事業については、まかせて会員向けの講習会を実施しサポートの充実を 図り、会員数は82人(前年度比6人の増)となった。
- ④児童虐待防止については、関係機関と情報共有を図ったほか、健康診断時等にチラシの配布など 周知啓発を図った。
- ⑤保育料·学童保育使用料については、夜間徴収をそれぞれ2回実施し収納率向上に努めたほか、 児童手当からの申出徴収の納付指導を行い収納率向上を図った。
- ⑥ひとり親家庭の支援については、ハローワークと連携し就労支援相談を2回実施し、一人が新規就労 につながった。小学校入学者と中学校進学者には支度金を入学前に支給し支援の充実を図った。

<u>• </u>	
総合計画体系コード	実施計画掲載事業
42301	大泉町ファミリー・サポート・センター運営事業
42302	緊急一時保育事業費補助事業
42303	地域子育て支援センター事業
42304	学童保育学習サポート事業
42305	世代間交流事業(児童健全育成事業)
42306	第3子以降保育料免除事業
42307	土曜一日保育事業

部署名	役職	氏名
健康推進部	部長	服部 吉弥

1. 現状と課題

- ①団塊の世代が65歳に達し、まもなく本町においても超高齢社会を迎えることとなる。高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと生活できることが課題であり、そのためには地域包括ケアシステムを実現することが必要である。
- ②平成29年度で、「第二期特定健康診査等実施計画」及び「データヘルス計画」が終了することから、 新たな計画の策定が必要となる。
- ③平成29年度で、「高齢者保健福祉計画」が終了となることから、新たに3年間の計画を策定する必要がある。
- ④第二次元気タウン大泉健康21計画に掲げた「健康寿命の延伸」を目指し、生活習慣病の予防や健康 的な生活習慣の実践のため、生活習慣病等に関する周知や啓発を推進するとともに、各種けんしん 等の受診率向上が求められている。
- ⑤町民の医療に関する関心は高い。地域医療や広域医療がさらに充実するよう関係機関との協議が 必要である。また、次期の邑楽館林医療事務組合の負担金を決定する
- ⑥国保制度改革に伴い、平成30年度からの国保の運営は、県と町で行うこととなる。

2. 取組方針

- ①地域包括システム構築の一環として、新しい介護予防の充実を図るため、地域ケア会議の充実、 在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を実施する。
- ②新たに「第3期特定健康診査等実施計画」及び「データヘルス計画」を作成し、地域の健康課題を明確化し、啓発や電話による受診勧奨を行い、受診率の向上を図ることで町民の健康を保持する。
- ③2025年を見据え、介護を必要とする状態になった人が、適切な介護保険サービスを受けられるよう 「高齢者保健福祉計画」を策定すると同時に、3年間の介護保険料を決定する。
- ④特に乳がん検査では、群馬県内で初となる、マンモグラフィと超音波検査の併用検査を実施することで、乳がん発見の精度を上げるとともに、平成29年度から一部けんしんの負担金を引き下げることで、受診率の向上を目指す。
- ⑤地域医療については、医師会と連携を図りながら、広域医療については、邑楽館林医療事務組合等と協議しながら、医療体制の充実を図る。また、次期の邑楽館林医療事務組合の負担金については 1市5町でしっかりと協議を行う。
- ⑥平成30年からの国保制度改革に向けて、県と協議しながら、保険料率等の決定を行う。

- ①医療と介護の連携のため、館林市邑楽郡医師会に業務委託を行った。医師会は「在宅医療介護連携相談センターたておう」を開設し、その運営方針を決定する機関として「館林邑楽地域在宅医療・介護連携推進協議会」が設立され、本町も参加した。また、新たにオレンジカフェ(認知症カフェ) 1件の委託を始めるなど、地域包括ケア構築に向けて進めている。
- ②「第3期特定健康診査等実施計画」及び「データヘルス計画」を一体として策定すべく、進めている。
- ③「第7期高齢者保健福祉計画」策定のための計画策定委員会を設置した。今後策定に向けて進めて いく。
- ④乳がん検査で、年度当初から「マンモグラフィ検査」と「超音波検査(エコー検査)」を併用実施した。 また、今年度から、胃がん、子宮頸がん、わかば健診の一部負担金を引き下げ、受診し易い環境を整えた。
- ⑤地域医療については、医師会と連携を図りながら進めている。また、邑楽館林医療事務組合の負担 金についは、決定に向けて協議を進めている。
- ⑥国保制度改革に向けて、県や国保連との協議を行っている。

4. 最終レビュー

- ①地域包括ケアシステム構築のため、在宅医療・介護連携については、館林市邑楽郡医師会と連携し、 認知症施策については、介護施設等の協力を得ながら「認知症カフェ」を実施し、「認知症初期集中 支援チーム」を設置し、生活支援サービスの体制整備については、多くの町民皆様の協力を得て 協議体設立に向けた準備を進めた。
- ②「第3期特定健康診査等実施計画」及び「第2期データヘルス計画」を国民健康保険運営協議会の諮問 答申やパブリックコメントを経て策定した。
- ③「第7期高齢者保健福祉計画」を介護保険運営協議会での諮問答申やパブリックコメントを経て策定した。また、平成30年度から3年間の介護保険料を決定した。
- ④乳がん検査で、年度当初から「マンモグラフィ検査」と「超音波検査(エコー検査)」を併用実施した。 また、今年度から、胃がん、子宮頸がん、わかば健診の一部負担金を引き下げ、受診し易い環境を整えた。
- ⑤地域医療については、医師会と連携を図りながら進めている。また、邑楽館林医療事務組合の負担 金は、正副管理者において、平成30年度は現行のままの負担割合と決定した。
- ⑥国保制度改革では、県と町が国保運営を行うことになり、県から納付金の額が示され、町で課税 方式や税率を検討し、平成30年度から資産割を廃止することを決定した。

5 所管する施策

5. 게 目 外心心水				
	施策名	所管課		
411	保健・医療の充実	健康づくり課		
421	地域福祉の推進	健康づくり課		
424	高齢者福祉の充実	国保介護課		
431	社会保障の充実	国保介護課		
541	勤労者行政の推進	国保介護課		

部署名	役職	氏名
健康推進部 国保介護課	課長	長谷川 久仁子

1. 現状と課題

- ①町民の健康増進を図るため、「第3期特定健康診査等実施計画」及び「第二期大泉町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」を新たに策定する必要がある。
- ②人間ドック受診補助事業については、疾病の予防及び早期発見が被保険者の健康の維持、医療費の 抑制に繋がるので、しっかりと制度の周知を行うことで、利用者の増加を図る。
- ③平成30年の国保制度改革により国保事業の運営主体が県と町の共同になる。
- ④本町においても、今後超高齢社会が見込まれている。高齢者が引き続き、住み慣れた地域で生き生きと生活することができるように、地域包括ケアシステムの構築が必要である。
- ⑤「第6期大泉町高齢者保健福祉計画」の計画期間が終了するため、新たに計画(平成30年度~ 32年度)を策定する必要がある。

2. 取組方針

- ①「第3期特定健康診査等実施計画」及び「第二期大泉町国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)」を策定するため、現データヘルス計画を生かして健康課題を分析し、 啓発活動等による受診勧奨を行い、特定健診の受診率向上を図り町民の健康保持を行う。
- ②人間ドック受診補助事業については、被保険者証更新時に人間ドック受診勧奨を行っている。 引き続き、広報紙に掲載するほか、窓口及びホームページによる周知を行い、利用者の増加を図る。
- ③平成30年の国保制度改革により、県が財政運営責任を担うなど中心的役割を果たすことから、 県としっかり納付金について協議を行い、保険料率を決定する。
- ④地域包括ケアシステム構築のため、地域ケア会議の充実、館林市外邑楽郡5町と医師会が連携して、「在宅医療・介護連携事業」の推進、認知症施策の推進など介護予防サービスの充実を図るための体制整備を行う。
- ⑤適切な介護保険サービスが受けることができるように「第7期大泉町高齢者保健福祉計画」を策定し、 同時に平成30年度から32年度の介護保険料を決める。

- ①第3期特定健康診査等実施計画及び第二期大泉町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)については、現行計画の評価及び健診や医療データによる分析結果等を委託事業者と協議し、策定業務を進めた。
- ②人間ドック受診補助事業については、広報やホームページ、窓口ちらしによる制度周知を行った。 また、被保険者証の更新の際には、送付用封筒に受診勧奨のお知らせを印刷して送付した。
- ③国保制度改革は平成30年度に向けて、納付金の算定等について県と協議を行っている。
- ④地域包括ケアシステム構築については、在宅医療・介護連携推進事業を館林市邑楽郡医師会へ委託するとともに、館林邑楽地域在宅医療・介護連携推進協議会において運営方針等の協議を行った。認知症事業では、認知症カフェの実施について、地域包括支援センターへの委託に加え、民間事業所への委託により実施することを決定した。また、邑楽郡5町で連携し、認知症初期集中支援チームの設置について検討を行った。
- ⑤第7期高齢者保健福祉計画については、アンケート結果の分析等を委託事業者と協議し、策定業務を 進めた。

|4. 最終レビュー

- ①第3期特定健康診査等実施計画及び第2期国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に ついて、健診や医療のデータを活用した分析・評価を行い、パブリックコメントの実施、国民健康保険 運営協議会の承認を経て、国の指針等に基づく計画を策定した。
- ②人間ドック受診補助事業については、広報やホームページ、窓口ちらしによる制度周知を行うとともに、 被保険者証更新時の郵送用封筒に受診勧奨のお知らせを印刷して送付した。
- ③平成30年度から町が県に納付する納付金については、県と市町村で協議を重ね、算定方法を決定した。また、算定された納付金の額を基に、本町の国民健康保険税率を決定した。
- ④在宅医療・介護連携については、館林市と邑楽郡5町で協力して館林市邑楽郡医師会へ事業を委託するとともに、館林邑楽地域在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、運営方針についての協議を行った。また、認知症施策では、認知症カフェについては地域包括支援センターに加え、民間事業所へ委託し、2か所で開催するとともに、邑楽郡5町で連携して認知症初期集中支援チームの委託を行い、認知症の本人と家族に対する支援及び早期対応の体制づくりを行った。
- ⑤第7期高齢者保健福祉計画については、策定委員会において協議を行い、介護保険運営協議会の 承認を経て策定した。また、計画における給付費見込み等に基づき、介護保険料を決定した。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業		
42405	一般介護予防事業		
43101	特定健康診査等事業		
43102	人間ドック受診補助事業		
43104	包括的支援事業		
54104	介護職員等永年勤続表彰事業		

部署名	役職	氏名
健康推進部 健康づくり課	課長	石井 有

1. 現状と課題

- ①第二次元気タウン大泉健康21計画に掲げた「健康寿命の延伸」を目指し、生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の実践を推進するための周知や啓発が必要である。
 - 近年、がんが本町の主要死因の1位を占めており、また乳がん患者数の増加も見られることから、 早期発見・早期治療につながるよう、各種けんしん等の受診率向上に向け受診しやすい実施方法 の検討や受診勧奨により、受診を推進する必要がある。
- ②感染症予防対策として策定した、新型インフルエンザ等行動計画においては、県等との情報共有を図るとともに各関係機関との連携により、事態が発生した場合に適切に対処する必要がある。
- ③各医療等関係機関との連携を図り、地域医療、広域医療の充実を図る必要がある。また、次期の 邑楽館林医療事務組合の負担金を決定する。

2. 取組方針

- ①ライフステージに応じた健康づくりを進めるなかで、健康寿命を妨げる疾患であるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)の認知度を高めるための啓発を推進する。
 - 乳がん検診での精度を高める取り組みや、各種けんしんの受診勧奨や実施方法の工夫とともに、 一部見直しを行った自己負担金のPRにより、受診率向上を図る。
- ②新型インフルエンザ等行動計画については、引き続き、新型インフルエンザ等が発生した場合の対 処等について、国・県、各関係機関及び邑楽館林医療圏各市町と連携し、適切な対策を図る。
- ③地域医療については、町民ニーズに対応するため医師会や関係機関等と連携を図りながら、また、 広域医療については、邑楽館林医療事務組合に対して地域ニーズに合わせた医療の整備を求め、 医療体制の充実に取り組む。また、次期の邑楽館林医療事務組合の負担金については、構成市町 で協議する。

- ①健康寿命の延伸を目指し、健康寿命を妨げる重大な疾患として位置づけられているCOPD(慢性閉塞性肺疾患)について、各種けんしん時で健康教育を実施し、周知に努めている。また、乳がん検診では、県内で初となる超音波(エコー)検査をマンモグラフィに加え併用検診で1月から継続実施している。各種けんしんでは、子宮頸がん検診、胃がん検診、わかば健診の一部負担金の引き下げを行い、個人通知をはじめ、未受診者等への受診勧奨、公的機関等へのチラシ設置等、積極的な受診勧奨に努めている。
- ②新型インフルエンザ等が発生した場合の対処等については、防護服等の購入や発生した場合の対処等について、関係機関等との協議をすすめている。
- ③地域医療や広域医療については、町民ニーズに対応するため、医師会等と連携を図りながらすすめ ている。また、邑楽館林医療事務組合の負担金についても、構成市町で決定に向けて協議をすすめ ている。

4. 最終レビュー

- ①健康寿命を妨げる重大な疾患として位置づけられているCOPD(慢性閉塞性肺疾患)について、各種けんしん時の健康教育や健康教室を開催し、教育や周知、啓発を行った。また、乳がん検診では、マンモグラフィに超音波(エコー)検査を加え平成29年1月から併用検診で開始し、平成29年度は日数を増やし継続実施した。各種けんしんでは、胃がん検診、子宮頸がん検診、わかば健診の一部負担金の引き下げを行い、個人通知をはじめ未受診者等への受診勧奨、各種教室でのチラシ配布や公的機関等へのチラシ設置等、積極的な受診勧奨に努めた。なお、平成30年度に向けた第二次元気タウン大泉健康21計画の中間見直しや平成30年度中に策定が義務づけられている自殺対策基本計画策定に向けての準備も進めた。
- ②新型インフルエンザ等が発生した場合の対処等については、防護服等の購入や発生した場合の対処等について、県や邑楽館林医療圏各市町村をはじめ関係機関等と医療提供訓練の実施に加え、情報交換を実施するとともに対処等についても協議した。
- ③地域医療は、医師会と連携を図りながら進めている。また、広域医療については、邑楽館林医療事務組合の負担金について、平成30年度分は現行のままの負担割合で決定した。太田記念病院については、地域の周産期医療の中核を担う地域周産期母子医療センター運営費に対して、平成30年度からの補助が決定した。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
41101	麻しん・風しん予防接種
41102	健康診査事業
41103	がん検診事業
41104	歯と口の健康づくり事業
41105	1歳6か月児・3歳児健康診査
41106	乳児家庭全戸訪問事業
41107	地域精神保健福祉事業
41108	不育症治療助成事業
41109	産前・産後サポート事業
42103	大泉町保健福祉総合センター管理運営費

部署名	役職	氏名
住民生活部	部長	岩瀬 和重

1. 現状と課題

- ①住民課については、常に町民の方々と接する、役場の顔とも言うべき最前線の窓口である。 来庁するお客様に対して、各種証明書の発行や年金・国保等の手続き、相談業務などを迅速かつ 丁寧に、そして誤りなく行う必要がある。
- ②企業誘致・支援については、限られた用地の有効活用や企業の事業拡張への支援をいかに行い、 町民の雇用を確保していくかが課題である。
- ③観光振興については、本町の特色を活かして観光客を呼び込むことにより、商業振興につなげて いく必要がある。
- ④商工業振興については、経営者にとって厳しい経営環境が続いているなか、町の賑わいを取り戻 す取り組みが必要である。
- ⑤農業振興については、農業従事者の高齢化や減少が続いており、新規就農者や後継者の育成・ 確保が必要である。
- ⑥新ごみ焼却施設の建設については、平成33年度からの稼働に向け、構成する1市3町(太田市・ 千代田町・邑楽町・大泉町)が連携して取り組む必要がある。

2. 取組方針

- ①住民課窓口については、来庁するお客様が満足してお帰りいただけるよう、常にお客様を意識して 業務に取り組む。
- ②企業誘致・支援については、引き続き企業情報交換会を実施してビジネスマッチングを行い、企業 の事業拡張を支援するとともに、新たな企業が進出できるよう、県等と情報交換や情報収集を行う。
- ③観光振興については、町観光協会と連携して国際色豊かな町の魅力をアピールし、町外から観光客 を呼び込む。
- ④商工業振興については、住宅リフォーム助成制度を継続するとともに、新たに店舗リニューアル助成制度を開始し、営業の継続や新規出店を行おうとする経営者を支援する。
- ⑤農業振興については、担い手を育成・確保するため、関係機関と連携して認定農業者制度や新規 就農についての啓発・支援を行う。
- ⑥新ごみ焼却施設の建設については、「施設整備基本計画」に基づき、事業を進める。

3. 中間レビュー

- ①住民課窓口については、職員によるOJTを含めた情報交換、情報の共有を図り、窓口業務の改善やお客様を意識した満足度の向上に努める。
- ②企業誘致・支援については、上半期に異業種による企業情報交換会を実施した。今後、業種別企業 情報交換会の開催、県主催の企業立地セミナーに参加するなど、参加企業に対して町の支援策を積 極的にPRする。
- ③観光振興については、大泉まつりや町発足60周年記念花火大会の実施、ググッとぐんま観光キャンペーンを活用して観光誘客を図った。引き続き、観光協会等の関係機関と連携し、本町の特色を生かした観光振興に努める。
- ④商工業振興については、住宅リフォーム助成制度を継続して実施している。また、新たに店舗リニュー アル補助を行うことで、営業の継続や新規出店を行おうとする経営者を支援している。
- ⑤農業振興については、関係機関と連携して普及啓発活動を行ったことにより、認定農業者が1名認定 された。また、新規の就農相談もあり、現在継続して相談中である。
- ⑥新ごみ焼却施設の建設については、施設建設工事請負契約を締結し、地質調査を行った。 今後は、倉庫等の解体工事及び土壌改良工事を実施する。

4. 最終レビュー

- ①住民課窓口については、定期的に職員によるOJTを実施し、業務に関する情報交換や情報共有を図り、窓口業務の改善を行い、満足度の向上に努めた。
- ②企業誘致・支援については、6月に異業種、11月に業種別、1月に次世代経営者による企業情報交換 会を行い、企業同士のマッチングを進めるなど、企業に対し積極的に支援を行った。
- ③観光振興については、大泉まつりや町発足60周年記念花火大会を実施した。また、ググッとぐんま観光キャンペーン等、県と連携して本町の特色を生かした観光振興を行い、観光の誘客に繋げた。
- ④商工業振興については、住宅リフォーム31件、店舗リニューアル2件の実績があり、新規出店等を希望 する経営者に対する支援を行った。
- ⑤農業振興については、関係機関と連携し積極的に普及啓発活動を行った結果、新たに認定農業者 2名を認定した。
- ⑥新ごみ焼却施設の建設については、6月に施設建設工事請負契約を締結し、先行工事として地質調 査、倉庫等の解体工事及び土壌改良工事を行った。

5. 所管する施策

3. 川目りる肥果		-
施策の体系	施策名	所管課
221	地域環境の向上	環境課
222	循環型社会の推進	環境課
251	消費者行政の充実	住民課
511	経営基盤の安定化	商工振興課
512	経営の高度化	商工振興課
521	商業の振興	商工振興課
522	商業経営の安定化	商工振興課
531	農業経営者・組織の育成	農政課
532	農業経営の安定化	農政課
541	働きやすい環境の充実	商工振興課
551	観光の振興	商工振興課
624	人権対策の推進	住民課

部署名	役職	氏名
住民生活部 住民課	課長	萩口 由恵

1. 現状と課題

- ①国民年金については、安心した老後を送れるよう、国民年金の制度を理解してもらうための周知を する必要がある。
- ②町民相談については、平成28年度より配偶者暴力相談支援センターと消費生活センターの業務が加わったが、それぞれにおいて更なる周知と相談しやすい環境づくりが必要である。
- ③個人情報については、マイナンバー制度の開始に伴い一層厳重な管理が必要となった。一方で、 関係部署において情報共有を行い連携を図る必要性がある。

2. 取組方針

- ①国民年金については、広報紙やホームページ等により継続して周知を図っていく。
- ②町民相談については、消費生活センター、配偶者暴力相談支援センターともに身近な相談窓口としてのPRを行っていくほか、消費生活センターについては、消費者問題のトラブル防止のための啓発活動にも力を入れていく。
- ③個人情報については、職員の意識を高め、日常業務の中での取り扱いについて細心の注意を払って厳重な管理を行う。また「支援措置対象者対応マニュアル」の運用により、関係部署との情報共有 と連携を図りながら個人情報管理の徹底を図っていく。

3. 中間レビュー

- ①国民年金については、広報紙に毎月シリーズで「年金NAVI」というコーナーを連載し、制度の解説を行った。また、ポルトガル語版広報紙ガラッパにも国民年金制度の概要を掲載し、外国人への周知を図った。ホームページにおいては常時、制度の案内や手続きの方法などを掲載するとともに、時期にあったお知らせなども掲載し、年金制度の周知に努めていく。
- ②町民相談については、各種相談開催日を広報紙に掲載して周知を図っているほか、消費生活センターにおいては、積極的に出前講座を行い、センターの認知度の向上と被害防止に努めている。配偶者暴力相談支援センターについては、相談者に寄り添った支援を行い、相談者の心の拠りどころとして定着するよう努めていく。また、10月より新たに実施する、西邑楽3町合同女性弁護士による女性のための法律相談事業については、積極的に広報に努め、周知を図る。
- ③個人情報については、常々職員への意識啓発を行うとともに、事務の取扱に細心の注意を払い、 引き続き徹底した個人情報管理に努めていく。

4. 最終レビュー

- ①国民年金については、広報、ホームページへの掲載により制度の周知を図っているほか、窓口では 年金制度に関する多言語のチラシを配布して周知を図った。また、窓口での説明漏れを防ぐために説 明事項チェックシートを作成し活用するなどの工夫をした。
- ②消費生活センターでは、出前講座により保育園児から小・中学生、子を持つ親、高齢者まで、ライフステージに応じた消費者教育を行うとともに、町のイベントなどで啓発活動を行い、消費者トラブルの予防に積極的に取り組んだ。配偶者暴力相談支援センターでは、継続した相談対応により、被害者の見守りと自立への支援を行った。女性のための法律相談事業については積極的に周知を行い、予定通り実施することが出来た。
- ③個人情報保護については、施錠できる書庫への書類の保管及び鍵の管理を徹底した。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
25101	消費生活センター運営事業
62401	配偶者暴力相談支援センター事業

部署名	役職	氏名
住民生活部 商工振興課	課長	石川 肇

1. 現状と課題

- ①企業誘致については、企業訪問や企業情報交換会を通じて、企業情報や企業要望の収集を行い、 雇用の拡大に繋げていく必要がある。また、既存事業所の用地活用に向けた取り組みを進めていく 必要がある。
- ②観光振興については、観光協会及び近隣市町と連携したググっとぐんま観光キャンペーンの推進、 町内にある大泉高校、西邑楽高校との官学連携を進めていく必要がある。
- ③商工業振興については、町内経済活性化のため、住宅リフォーム助成制度を継続する。 また、商工会と連携し商業の活性化を図るため既存店舗への支援や創業希望者への支援を行う必要がある。
- ④勤労者福利厚生については、雇用を守る為に勤労者の支援を行う。また、雇用機会を拡大し、雇用 環境の充実を図ることや、働く女性の雇用環境の改善を図るなどの取り組みを行う必要がある。

2. 取組方針

- ①企業誘致については、企業訪問や企業情報交換会を通じ企業情報を収集するとともに、企業立地 セミナー等に積極的に参加し、優遇制度をPRする。また、新たに工業用地活用奨励金制度を拡充した 事業所用地活用奨励金制度を周知することで、既存事業所用地の更なる有効活用を支援する。
- ②観光振興については、観光協会と連携を図りながら、各種観光イベント等への主催・協力、 マスメディアやSNSを活用した広報宣伝活動を推進することで、観光誘客の増加を図る。
- ③商工業振興については、住宅リフォーム助成制度を継続するとともに、街路灯のLED化など、更なる 環境整備の充実を進める。また、商業の活性化については商工会と連携すると共に、新たに店舗 リニューアル助成制度を創設し、既存店舗支援や空店舗対策を行い、商業振興や創業支援を図る。
- ④勤労者福利厚生については、雇用調整助成金など勤労者の支援を行うとともに、女性キャリアアップ 奨励金を推進し、働く女性の雇用環境の改善を図る。また、新たな雇用を創出するため町内在住者を 雇用した企業を対象とした雇用奨励金を導入し、雇用機会の拡大を図る。

3. 中間レビュー

- ①企業誘致については、企業訪問や企業情報交換会を通じて情報交換を図るとともに、事業所用地活用 奨励金制度の周知を行った。また、企業立地セミナーが11月に予定されているため、参加企業に対し て、町の支援制度をPRする。
- ②観光振興については、大泉まつりや町発足60周年記念花火大会などの観光イベントの実施やググっと ぐんま観光キャンペーンに合わせたPR活動等を通じて、観光誘客を図った。引き続き、各種団体と連 携を強化し、本町の特色を活かした観光振興に努めていく。
- ③商工業振興については、住宅リフォーム助成制度や街路灯電気料金補助を行い、町内経済の活性化を図るとともに環境整備の充実に努めた。また、今年度創設した店舗リニューアル補助を行うことにより、既存店舗支援や空店舗対策を図った。引き続き、環境整備の充実を進めるとともに、商工会と連携をし、商業振興や創業支援を図っていく。
- ④勤労者福利厚生については、町内事業者に対し、雇用調整助成金、中小企業退職金共済制度加入 促進補助金など各種補助制度の案内を送付し制度の周知を行った。 また、働く女性の雇用環境改 善を図るための女性キャリアアップ奨励金や新たな雇用機会を図るため雇用奨励金の案内を企業訪 問時に行っていく。

4. 最終レビュー

- ①企業誘致については、企業訪問の実施や企業情報交換会の開催、企業立地セミナーへの参加を通じ て、情報交換を行うとともに、町の支援制度をPRした。
 - また、事業所用地活用奨励金制度や設備導入奨励金制度を周知し、既存事業所用地の更なる有効活用や設備投資の推進を図った。
- ②観光振興については、大泉まつりや町発足60周年記念花火大会等のイベントを実施するとともに、 観光協会や町内高等学校などと連携し、積極的な広報宣伝活動を行うことで、本町の知名度の向上を 図り、観光客の誘致拡大に努めた。
- ③商工業振興については、住宅リフォーム助成制度、街路灯のLED化や電気料金などへの補助を実施し、町内経済の活性化及び環境整備を図った。また、今年度より創設した店舗リニューアル助成制度を活用し、既存店舗支援や空き店舗対策を図るとともに、商工会と連携をして商業振興を推進した。
- ④勤労者福利厚生については、町内事業者に対し、雇用調整助成金など各種補助制度の案内を送付し制度を周知するとともに、中小企業退職金共済制度加入促進補助を実施し、勤労者の福祉の増進と雇用の安定を図った。また、女性キャリアアップ奨励金及び雇用奨励金の案内を企業訪問時に行い、働く女性の雇用環境改善や雇用機会の拡大を図った。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
51101	企業誘致事業
51102	企業支援事業
51103	貸付事業
51201	中小企業ISO認証取得支援事業
51202	設備導入支援事業
51203	中小企業新技術·新製品開発支援事業
52101	商業環境施設整備事業
52102	西小泉駅周辺の中心市街地活性化事業
52103	商業活性化支援事業
52201	経営改善支援事業
52202	商工会活動費補助事業
54101	勤労者福利厚生事業
54102	いずみの杜運営事業
54103	女性の雇用転換奨励金
55101	観光協会活動費補助事業
55102	観光イベント活動推進事業
55103	ググっとぐんま観光キャンペーン推進事業
55104	観光振興事業

部署名	役職	氏名
住民生活部 農政課	課長	大澤 弘美

1. 現状と課題

- ①経営所得安定対策については、農業経営の安定を図るため更なる制度の周知を行うとともに、適正な 事務処理を行う必要がある。
- ②認定農業者制度については、農業経営の確立のため普及・啓発を図り、同じく担い手としての農業後 継者の育成や新規就農者を確保する必要がある。
- ③農地については、農業経営の規模拡大や生産性向上のため、利用集積・集約化を図る必要がある。
- ④農業基盤整備については、生産効率の高い圃場を維持するため、既存の用排水路・農道等について、経年劣化箇所の補修等を行う必要がある。

2. 取組方針

- ①経営所得安定対策については、関係機関と連携して制度の周知に取り組むとともに、適正な事務 処理を行う。
- ②認定農業者制度については、認定農業者及び担い手の育成確保を図るため、制度の普及・啓発や 研修会を行う。
- ③農地については、農業委員会及び関係団体と連携し、年2回の利用権設定の周知啓発を行うとともに、 公益財団法人群馬県農業公社が行う農地中間管理事業の周知啓発を行い、農地の利用集積を図る。
- ④農業基盤整備については、既存の用排水路・農道等について点検・補修を行う。

3. 中間レビュー

- ①経営所得安定対策については、交付申請や交付金交付対象作物の作付けの現地確認を7月に実施し、申請書等の事務処理も順調に進んでいる。下半期においては、交付金交付事務処理を行うとともに、平成30年産からは、生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産を行っていくため、各種情報の収集と提供を図る。
- ②認定農業者制度については、制度の普及・啓発により、1名の認定農業者の認定があった。新制度と なった農業委員会と認定農業者との意見交換会も行い、意見の集約を行った。今後は、研修会を行い 資質の向上を図る。
- ③農地については、農業委員会及び関係団体と連携し、1回目の利用権設定では、15件、1.7haの農地 を農地中間管理機構を利用して集積を図った。 下半期においても、2回目の利用権設定を行うとと もに、農地中間管理事業の周知啓発を行い、貸借契約の推進を図る。
- ④農業基盤整備については、既存の用排水路・農道等について、経年劣化箇所等の補修を行った。今 後も点検等を行い、危険な箇所を防止するとともに、生産効率の向上を目指す。

4. 最終レビュー

- ①経営所得安定対策については、交付申請や交付金交付対象作物の作付けの現地確認、交付金交付事務等の事務処理が順調に行われた。3月に実施した農業再生協議会の総会では、需要に応じた生産の推進として、生産目安を示し、平成30年産からの新たな米政策についての情報提供を行うとともに水田ビジョンについての周知を図った。
- ②認定農業者制度については、年度末において、さらに1名認定農業者として認定された。また、認定 農業者協議会の活動としては、研修会への参加や1市5町における意見交換会が実施されるなど活 発な活動を行った。
- ③農地については、下半期における2回目の利用権設定が行われた他に、農地中間管理機構の活用が4件3,002㎡あり、担い手への集積が図られた。 また、上小泉地区環境保全の会が、多面的機能支払交付金を活用した団体として地域活動を本格的に開始した。今後も、農地の利用集積に向けた活動を推進する。
- ④農業基盤整備については、用排水路等の補修を行うとともに、台風で破損した七ヶ村用水路のフェン スの補修を行った。今後も危険な箇所の修繕等を行い、生産効率の向上を目指す。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
53101	農業生産向上化対策事業
53102	経営所得安定対策等指導推進事業
53201	用排水路等整備事業
53202	農業経営安定事業
53203	多面的機能支払交付金事業
53204	有害鳥獣対策事業

部署名	役職	氏名
住民生活部 環境課	課長	多々木 伸二

1. 現状と課題

- ①ごみステーションへの搬出等ルールが守られていないので、さらなる啓発が必要である。
- ②狂犬病予防注射の接種率を、向上させる必要がある。
- ③ごみ排出量削減や資源ごみのリサイクル率を、向上させる必要がある。
- ④あき地保全の指導に対し、完了率を向上させる必要がある。
- ⑤休泊川のさらなる水質改善を向上させる必要がある。
- ⑥地球温暖化対策のさらなる推進が必要である。
- ⑦衛生センターについては、長寿命化のため、引き続き、機械設備の更新工事等行う必要がある。
- ⑧新ごみ焼却施設の整備に向け、構成市町(太田市・千代田町・邑楽町)と事業の推進を図る。

2. 取組方針

- ①ごみ排出ルール遵守に向け、町内巡回や啓発活動を引き続き実施する。特に違反ごみの多いステー ションはルール遵守の掲示など行い啓発する。
- ②狂犬病予防注射の接種率を向上させるため、台帳整理や獣医師会など関係機関と連携し啓発活動を 推進する。
- ③ごみ排出量削減や資源ごみのリサイクル率を向上させるため、アルミ缶・スチール缶や雑紙類の分別 の周知徹底を図る。また、古着等の回収については拠点回収の周知を図る。
- ④「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、指導・助言を行う。
- ⑤休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を 図る。また、浄化槽教室については実施する。
- ⑥地球温暖化対策としては、住宅用太陽光発電システム等の補助金の継続、緑のカーテン事業・グリー ンサポーター事業・クールシェア事業の充実を図る。また、広報紙や環境フェアーを活用し、啓発する。
- ⑦衛生センターの10ヵ年の整備計画に基づき、機械設備の更新工事を実施する。また、経費削減の ため3ヵ年の包括運営管理業務委託を実施する。
- ⑧新ごみ焼却施設の整備に向け、構成市町(太田市・千代田町・邑楽町)と連携を図り、施設整備計画に基づき設計・施工管理、工事を着手する。

3. 中間レビュー

- ①ごみステーションへのごみの排出は、職員によりパトロールを行い、特に違反ごみの多いステーション にはルール遵守の掲示や近隣住民宅ヘチラシ配布により啓発した。引き続きごみ排出ルール遵守の ためパトロールや啓発を行う。
- ②狂犬病予防注射については、春の集合注射の通知や広報等で飼い主へ周知・啓発し、接種率の向上に努めた。下半期も接種率を向上させるため、秋の補完注射を実施するとともに、獣医師会との連携 及び未接種犬の飼い主に対する通知や広報等により周知・啓発を行う。
- ③ごみの減量やリサイクル率向上のため、アルミ缶・スチール缶や雑紙類の分別及び古着等の拠点回 収の周知を広報等により行い、古着等についてはイベント時の回収も行った。引き続き広報等により 周知を行うとともに、環境フェアーなどイベント時の回収を実施する。
- ④あき地対策については、所有者に指導通知を送付し、除草等未実施の場合は電話や直接指導を行うなど、完了率を上げるよう努めた。今後も除草等の完了率を上げるよう指導を徹底して行う。また、平成30年度の予防策として、平成29年度指導を行った所有者に対し、年度末に適正管理の指導を行う。
- ⑤休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置の啓発や廃食用油の窓口回収 の周知を行った。引き続き周知・啓発を行うとともに、平成30年1月に浄化槽教室を実施する。
- ⑥地球温暖化対策については、緑のカーテン事業として町民や公共施設等に二ガウリ等の配布や、グリーンサポーター事業としてボランティアによる草花の植付を実施し、クールシェア事業として公共施設6施設において実施した。引き続きクリーンエネルギー普及促進のため、住宅用太陽光発電システム等の設置者への補助金交付を行っていく。下半期には地球温暖化対策について、11月実施予定の環境フェアーや広報等を活用して各事業を含め周知・啓発を行う。
- ⑦衛生センターについては、予定どおり包括運営管理業務委託の3箇年の長期契約を締結した。下半期 には整備計画に基づく機械設備の更新工事を実施する。
- ⑧新ごみ焼却施設の整備については、6月に施設建設工事請負契約を締結し、先行工事として8月に地 質調査を実施した。下半期には倉庫等の解体工事及び土壌改良工事を実施する。

4. 最終レビュー

- ①ごみステーションへのごみの排出は、職員によるパトロールや広報等でのルール周知により啓発を 行っているが、ルールが守られていないステーションがあり、特に違反ごみの多いステーションには、 ルール遵守の掲示や近隣住民宅へのチラシ配布などにより意識啓発を図った。
- ②狂犬病予防注射については、接種率の向上のため春の集合注射、秋の補完注射の通知や広報等で 飼い主へ周知・啓発するとともに、獣医師会と連携し飼い主に対する啓発を行った。
- ③ごみの減量やリサイクル率向上のため、アルミ缶・スチール缶や雑紙類の分別及び古着等の拠点回 収の周知を広報等により行うとともに、古着等に関しては環境フェアーなどイベント時の回収に取り組 んだ。
- ④あき地対策については、所有者に指導通知を送付し、除草等未実施の場合は再度指導通知、電話や 直接指導を行うなど、完了率の向上に取り組んだ。また、平成30年度の予防対策として、平成29年度 指導を行った所有者に対し、平成30年3月に適正管理依頼の通知を送付した。
- ⑤休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置の啓発や廃食用油の窓口回収 の周知を行うとともに、平成30年1月に県主催の浄化槽教室を実施した。
- ⑥地球温暖化対策については、緑のカーテン事業として町民や公共施設等に二ガウリ等の配布、グリーンサポーター事業としてボランティアによる草花の植付、クールシェア事業として公共施設6施設での実施、及び住宅用太陽光発電システム等の設置者への補助金交付に取り組んだ。また、地球温暖化対策について、環境フェアーや広報等を活用して各事業を含め周知・啓発を図った。
- ⑦衛生センターについては、包括運営管理業務委託の3箇年の長期契約を締結することにより経費節減 を図った。また、予定どおり整備計画に基づく機械設備の更新工事を実施した。
- ⑧新ごみ焼却施設の整備については、6月に施設建設工事請負契約を締結し、先行工事として地質調 査、倉庫等の解体工事及び土壌改良工事を実施した。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
22101	畜犬等関連事業
22102	あき地保全事業
22103	ごみ排出適正指導事業
22104	生活環境委員活動費
22105	净化槽設置事業
22106	廃食用油回収事業
22201	ごみ減量化推進事業
22202	資源ごみ分別収集事業
22203	資源ごみ回収奨励事業
22204	エネルギー対策事業
22205	環境フェアー事業
22206	緑のカーテン事業
22207	太田市外三町広域清掃組合負担金

部署名	役職	氏名
都市建設部	哥長	久保田 治男

1. 現状と課題

- ①住民生活に密着した生活圏道路等の整備・維持管理、歩道のバリアフリー化、街路樹及び橋りょう の適正管理を行う必要がある。また、都市計画道路小舞木寄木戸線や上小泉古海線の整備が 必要である。
- ②町営住宅については、老朽化した住宅の解体を進めると伴に、住宅の長寿命化を図るため補修等 を行う必要がある。また、震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震化を促進する 必要がある。
- ③住宅使用料等の収納率向上を図る必要がある。
- 4公園を安心して利用できるように適正な維持管理を行う必要がある。
- ⑤西小泉駅前公衆便所の改築を駅舎改築計画に合わせ行う必要がある。
- ⑥地籍調査事業に着手する必要がある。
- ⑦県が実施している、一級河川休泊川等の改修整備について、県へ要望する必要がある。
- ⑧下水道は、管渠整備を進めるとともに、接続促進を図る必要がある。
- ⑨下水道事業特別会計は、平成32年度までに公営企業会計へ移行する必要がある。

2. 取組方針

- ①道路舗装、側溝等の補修や改修整備、雨水冠水箇所の改修、歩道のバリアフリー化を進めると ともに、街路樹の管理や補植を行う。また、老朽化した橋りょうの修繕を行う。都市計画道路小舞木 寄木戸線は一部用地買収等を行い、上小泉古海線は用地測量等を進める。
- ②町営住宅については、老朽化した空き家の解体と寿崎東町営住宅の改修を進める。また、耐震化 を進めるため木造住宅耐震診断者派遣事業や耐震改修事業を継続し、事業の利用者を募る広報 活動を行う。
- ③家賃滞納者については、納入指導を行い、法的措置も実施し収納率の向上を図る。
- ④公園の計画的な維持管理を行うための高木の剪定や間引きを行うとともに、公園施設長寿命化計画による維持更新を行う。
- ⑤西小泉駅前公衆便所の改築工事を行う。
- ⑥地籍調査事業については、事業の進め方を検討し、業務に着手する。
- ⑦一級河川休泊川等の改修整備について、県へ要望する。
- ⑧下水道は、管渠整備を進め、接続促進を図る。
- ⑨下水道事業特別会計は、公営企業会計へ移行するための業務に着手する。

3. 中間レビュー

①道路舗装の補修、側溝等の整備、雨水冠水箇所の改修に向けた調査、歩道のバリアフリー化及び街路樹の管理は順調に進捗している。街路樹の補植は下半期に発注し行う。また、鹿島橋の桁塗替塗装等修繕工事を発注し、工事は渇水期の下半期に行う。

都市計画道路小舞木寄木戸線は、地権者と用地買収等の交渉を行った。下半期も引き続き交渉を行い、合意が得られた地権者と用地買収等を行う。上小泉古海線は、地権者説明会を行い用地測量等業務を発注した。下半期は業務の進捗管理と用地買収等に向けた事務を進める。

- ②町営住宅は、老朽化した丘山町営の空き家2棟の解体と寿崎東町営改修工事の発注を行った。下半期は間之原町営の空き家2棟の解体と改修工事の進捗管理を行う。また、木造住宅耐震診断者派遣事業と耐震改修事業は広報等で募集を行い診断者を派遣した。下半期も広報、住宅耐震相談会等で耐震診断の募集を行う。
- ③家賃滞納者には、納入指導等の収納対策を実施したが、上半期収納率目標には達しなかった。 下半期も収納率の向上に向けて収納対策に取り組み、長期・高額滞納者には法的措置を実施する。
- ④公園は、高木の剪定や間引きを行う業務と公園施設の維持更新及び健康遊具の設置工事を発注した。下半期は業務及び工事の進捗管理を行う。
- ⑤西小泉駅前公衆便所は、改築工事を発注し、下半期は鉄道事業者と調整し工事の進捗管理を行う。
- ⑥地籍調査事業は、研修参加や近隣市への状況調査を行うとともに、調査地区の選定、国庫補助金の要望を行った。下半期も引き続き調査実施に向けて業務を行う。
- ⑦一級河川休泊川等の改修整備は、今後の要望活動に向けて邑楽館林主要河川改修促進同盟会の 幹事会等で協議を行った。県への要望は下半期に行う。
- ⑧下水道は、管渠整備に必要な工事及び設計業務を発注するとともに、未接続者へ接続依頼通知の発送等を行った。下半期は工事及び業務の進捗管理を行い、引き続き未接続者への接続促進を図る。
- ⑨下水道事業特別会計は、公営企業会計への移行に必要な業務を公募型プロポーザルにより業者選定し、3年間の契約を行った。下半期は基本計画策定や固定資産調査等業務の進捗管理を行う。

4. 最終レビュー

- ①道路舗装の補修、側溝等の整備、雨水冠水箇所の改修に向けた調査、歩道のバリアフリー化、街路 樹の管理及び補植・鹿島橋の桁塗替塗装等修繕工事は順調に進捗し完了した。 都市計画道路小舞木寄木戸線は、地権者と交渉を行い、合意が得られた者と用地買収等を行った。 上小泉古海線は、地権者説明会や用地測量等業務を行い、用地買収等に向けた事務を進めた。
- ②町営住宅は、老朽化した空き家4棟(丘山2棟、間之原2棟)の解体と寿崎東町営改修工事を行った。 木造住宅耐震診断者派遣事業は5件の診断者派遣を行ったが、耐震改修事業には応募がなかった。
- ③家賃滞納者には、納入指導等の収納対策を実施し、収納率の向上に取り組んだが、目標98.02%に対し実績は97.05%となり、目標に達しなかった。また、長期・高額滞納者1名に対し、訴えの提起を行い、判決により債務名義を得た。
- ④公園は、高木の剪定や間引きを行う業務と公園施設の維持更新及び健康遊具の設置工事を行い、 安心して利用できるよう適正な維持管理を行った。
- ⑤西小泉駅前公衆便所の改築工事は、駅舎を改築する鉄道事業者と調整を行い、順調に進捗し完成 した。
- ⑥地籍調査事業は、研修参加や近隣市への状況調査を行うとともに、調査地区の決定等を行った。 平成30年度からは調査を実施する。
- ⑦一級河川休泊川等の改修整備は、県へ要望を行った。今後も水害に強い町を目指し要望活動を継続 して行う。
- ⑧下水道は、管渠整備に必要な工事及び設計業務を行うとともに、未接続者へ接続依頼通知の発送等を行い、接続促進を図った。
- ⑨下水道事業特別会計は、公営企業会計への移行に必要な業務を公募型プロポーザルにより業者選定し、3年間の契約を行い、平成29年度は基本計画策定や固定資産調査等業務を行った。

5. 所管する施策

施策の体系	施策名	所管課
111	市街地の整備	土木課・都市整備課
112	道路の整備・維持管理	土木課・都市整備課
113	公園・緑地の整備保全	都市整備課
121	河川・水路の整備	土木課
212	下水道の整備	下水道課
231	住宅環境の整備	建築課
612	健全な財政運営	建築課

部署名	役職	氏名
都市建設部 土木課	課長	坂本 藤夫

1. 現状と課題

- ①住民に密着した生活圏道路を整備するため、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー 化及び冠水箇所の改修等を行う必要がある。
- ②交通安全上や街の景観上の観点から、街路樹の維持管理や低木等の補植を行う必要がある。
- ③橋の老朽化が懸念されるため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕を行う必要がある。
- ④地籍調査事業を行うことにより、課税の適正化や公共事業の効率化、町民等の財産の保全などに 役立つため早期に着手する必要がある。
- ⑤水害に強い町を目指すため、一級河川休泊川の河川整備については、県へ要望を行う必要がある。

2. 取組方針

- ①生活圏道路の整備等については、道路舗装の補修や側溝等の整備、歩道のバリアフリー化、 雨水冠水箇所の調査等を行う。
- ②街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の維持管理、 立ち枯れ等により欠落した箇所の低木の補植を行う。
- ③橋りょうの修繕等については、老朽化が進んでいる橋りょうの修繕を行う。
- ④地籍調査事業については、調査実施に向けて、各種研修の参加や調査地区の検討、決定等の業務を行う。
- ⑤河川整備については、県事業の一級河川休泊川等の整備促進を図るため県へ要望を行う。

3. 中間レビュー

- ①生活圏道路の整備等については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、朝日地内の歩道のバリアフリー化工事を発注した。下半期も引き続き工事の進捗管理を行い、工事の完成を図る。また、東小泉地内の冠水箇所について調査業務委託を発注し、下半期は、委託業務報告により改修等対応を検討する。
- ②街路樹の維持管理等については、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の維持管理や坂田、仙石 地内の中低木の補植工事の発注準備に取り組んだ。下半期は、中低木の補植工事の発注や街路樹 が起因した事故等を防止するための維持管理を引き続き行う。
- ③橋りょうの修繕等については、鹿島橋の桁塗替塗装等修繕工事を発注した。下半期は工期内完成を 目指し、進捗管理を行う。
- ④地籍調査事業については、各種研修への参加や近隣市への状況調査等を行った。また、平成30年度 調査実施に向けて調査地区の選定を行い、国に対し補助金の概算要望の申請を行った。下半期も調 査実施に向けて業務を行う。
- ⑤河川整備については、今後の要望活動につなげるため邑楽館林主要河川改修促進同盟会の幹事会 等で協議した。下半期は、県に対し一級河川休泊川等の早期整備を図るため要望活動を行う。

- ①生活圏道路の舗装補修及び側溝等の整備、朝日地内の歩道のバリアフリー化工事や東小泉地内の 冠水箇所の調査業務委託を完了した。
- ②街路樹の維持管理を行い、坂田・吉田・仙石地内の低木等の補植工事を完了した。今後も街路樹が 起因した事故等を防止するため維持管理を継続的に実施するとともに、低木等の補植工事についても 計画的に実施する。
- ③橋りょうの修繕については、鹿島橋桁塗替塗装等修繕工事を完了した。今後も橋りょう長寿命化修繕 計画に基づき継続して修繕を実施する。
- ④地籍調査事業については、各種研修への参加や近隣市への状況調査等を行うとともに、平成30年度 調査地区を決定し実施に向けて地元区長に説明を行った。平成30年度からは調査を実施する。
- ⑤一級河川休泊川等の河川整備については、県へ要望を行った。今後も水害に強い町を目指し、要望 活動を継続して行う。

<u>** </u>	
総合計画体系コード	実施計画掲載事業
11101	町道街路樹管理委託事業
11201	道路愛護事業
11202	道路維持事業
11203	道路新設改良事業
11204	橋りょう維持事業
11205	歩道バリアフリー化事業
11207	交通安全施設整備事業
12101	道路新設改良事業(河川・水路の整備)

部署名	役職	氏名
都市建設部 建築課	課長	吉川 昌克

1. 現状と課題

- ①家賃収納については、入居者間の公平性を確保するために、滞納者数の減少を目指し、更なる 収納率の向上を図る必要がある。
- ②町営住宅については、地域の安心安全性の観点から、空き家老朽住宅の解体を行う必要がある。 また、長期間の活用を図るため、補修・改修が必要である。
- ③住宅耐震化支援策として、木造住宅耐震診断者派遣事業を実施しているが、利用者が少ない。 事業の周知のためのPRを行う必要がある。

2. 取組方針

- ①滞納者に対して、早期の納入指導を行い、悪質滞納者に対しては、連帯保証人への働きかけ、 更には法的措置を実施する。
- ②町営住宅については、空き家老朽住宅の解体を計画的に推進する。また、町営住宅長寿命化計画 により、寿崎東町営住宅の外壁等改修工事を行う。
- ③耐震化支援事業周知のため、広報紙、ホームページ等を活用しPRを行う。また、住宅耐震相談会を 開催してPRを行う。

3. 中間レビュー

- ①家賃等滞納整理事務については、未納者、悪質滞納者及びその連帯保証人に対し、督促状、催告書、家賃等納付指導依頼書、保証債務履行依頼書などの通知書を発送して、収納対策を実施したが、平成29年度上半期収納率目標40.0%に対し、実績は39.88%であった。下半期は、上半期の取り組みに加え、長期・高額滞納者に対して、滞納家賃の完納及び住宅の明渡しを求める訴訟を提起し、収納率の向上を図る。
- ②町営住宅空家解体等事業については、戸建て4棟の解体工事を計画し、丘山43号、丘山44号の解体工事が完了した。下半期は、間之原39号、間之原53号の解体工事を行う。 寿崎東町営住宅外壁等改修工事については、入札を終え、工事請負契約を締結し、着工となった。下 半期は工期内完了を目指し、工事監理を行う。
- ③木造住宅耐震診断者派遣事業については、申請が3件有り、3件の派遣を行った。木造住宅耐震改修 事業については、申請がなかった。下半期は、広報紙、ホームページ等により、募集を継続し、環境 フェアーに合わせて、住宅耐震相談会を開催してPRを行う。

4. 最終レビュー

- ①家賃等滞納整理事務については、督促状等の適時発送、訪問徴収などの収納対策を行い、収納率目標 98.02%に対し、実績は97.05%であった。長期・高額滞納者1名に対し、訴えの提起を行い、判決により、債務名義を得た。今後も収納率の向上に取り組んでいく。
- ②町営住宅空家解体等事業については、戸建て4棟4戸(丘山43号、丘山44号、間之原39号、間之 原53号)の解体工事が完了した。寿崎東町営住宅A棟外壁等改修工事については、工期内に完了 した。
- ③耐震化支援事業の周知については、町広報紙上で3回、町ホームページ上で常時、利用者募集について掲載を行い、住宅耐震相談会で、木造住宅耐震化支援制度のPRを行った。木造住宅耐震診断者派遣事業では、5件の診断者派遣を行った。木造住宅耐震改修事業については、申請がなかった。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
23101	町営住宅改修等事業
23102	木造住宅耐震診断者派遣事業
23103	木造住宅耐震改修事業
23104	町営住宅空家解体等事業
23105	借上町営住宅制度整備事業
61202	家賃等滞納整理事務

部署名	役職	氏名
都市建設部 都市整備課	課長	村田 浩二

1. 現状と課題

- ①都市計画道路上小泉古海線は、城之内五丁目地内の未整備区間の整備が必要である。
- ②都市計画道路小舞木寄木戸線は、太田市境界から県道綿貫篠塚線までの整備が必要である。
- ③既存の公園施設は、安心して利用できるよう適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。
- ④緑道、総合公園、近隣公園及び街区公園等は、樹木の発育により過密となり、成長不良や倒木等が 危惧されているため剪定や間引きが必要である。
- ⑤西小泉駅前公衆便所は、鉄道事業者の西小泉駅駅舎改築計画に合わせて改築を行う必要がある。

2. 取組方針

- ①都市計画道路上小泉古海線については、事業実施の同意を得るため、地権者説明会を行う。また、 道路整備に必要な用地測量、道路詳細設計及び補償費調査積算等業務を行い、地権者との用地 買収及び移転補償交渉に向けた事務を進める。
- ②都市計画道路小舞木寄木戸線については、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が 得られた地権者とは用地買収及び移転補償を行う。
- ③既存の公園施設については、適正な公園施設管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画による計画的な維持更新や高齢者向け健康遊具の設置を行う。
- ④城之内公園、いずみ緑道北延長及び街区公園等の高木剪定や間引きを行い、適正な維持管理を 行う。
- ⑤西小泉駅前公衆便所については、鉄道事業者が行う西小泉駅駅舎改築工事と工程等の調整をし、 改築工事を行う。

3. 中間レビュー

- ①都市計画道路上小泉古海線については、事業実施の同意を得るため、地権者説明会を行った。 また、道路整備に必要な用地測量、道路詳細設計及び補償費調査積算等業務を発注した。 下半期は発注業務の進捗管理と、地権者との用地買収及び移転補償交渉に向けた事務を進める。
- ②都市計画道路小舞木寄木戸線については、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行った。 下半期も地権者と交渉を行い、合意が得られた地権者とは用地買収及び移転補償を行う。
- ③既存の公園施設については、適正な公園施設管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画による計 画的な維持更新や高齢者向け健康遊具の設置工事の発注を行った。 下半期は、工事の進捗管理を行い工事の完成を図る。
- ④城之内公園、いずみ緑道北延長及び街区公園等の樹木については、適正な維持管理を図るため、 高木剪定等業務委託を発注し、下半期に高木剪定や間引きを行う。
- ⑤西小泉駅前公衆便所については、改築工事の発注を行った。 下半期は、鉄道事業者との打合せと、工事の進捗管理を行い工事の完成を図る。

- ①都市計画道路上小泉古海線については、事業実施の同意を得るため、地権者説明会を行った。 また、道路整備に必要な用地測量、道路詳細設計及び補償費調査積算等業務を発注し、平成30年 2月に完了した。
 - また、地権者との用地買収及び移転補償交渉に向けた事務を進めた。
- ②都市計画道路小舞木寄木戸線については、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が 得られた地権者とは用地買収及び移転補償を行った。
- ③既存の公園施設については、適正な公園施設管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画による計画的な維持更新や高齢者向け健康遊具の設置工事を発注し、平成30年1月に完成した。
- ④城之内公園、いずみ緑道北延長及び街区公園等の樹木については、適正な維持管理を図るため、 高木剪定等業務委託を発注し、高木剪定や間引きを行った。
- ⑤西小泉駅前公衆便所については、鉄道事業者と調整し、改築工事の発注を行い、平成30年2月に 完成した。

5. 川台・台工は事切事未		
総合計画体系コード	実施計画掲載事業	
11102	土地区画整理事業	
11103	古海第二地区事業	
11104	西小泉駅前公衆便所改築事業	
11206	小舞木寄木戸線事業	
11208	上小泉古海線事業	
11301	都市公園管理費	

部署名	役職	氏名
都市建設部 下水道課	課長	今井 靖浩

1. 現状と課題

- ①下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管を計画的に整備推進する必要がある。
- ②供用開始区域内の下水道未接続者に対し接続の促進を図る必要がある。
- ③流域下水道西邑楽水質浄化センター施設の耐震化、維持管理が必要である。
- ④下水道事業特別会計は、平成32年度までに公営企業会計に移行する必要がある。

2. 取組方針

- ①下水道の管渠整備について、社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的に整備促進に取り組む。
- ②供用開始区域内の下水道未接続者に対して、町補助金等の制度説明を行い接続促進に取り組む。
- ③流域下水道西邑楽水質浄化センター施設の耐震化、維持管理に取り組む。
- ④下水道事業特別会計は、期限内に公営企業会計に移行するため業務に着手する。

3. 中間レビュー

- ①下水道の管渠整備について、計画的に整備促進するため社会資本整備総合交付金や県補助金を 活用し工事及び実施設計業務委託を発注した。下半期は工期内完了を目指し、進捗管理を行う。
- ②供用開始区域内の下水道未接続者に対して、接続のお願い通知の発送を行った。併せて、町指定の下水道排水設備指定工事店に対し供用開始区域拡大説明会を実施し、未接続者への接続PRを依頼した。下半期は、再度、下水道排水設備指定工事店へ「下水道接続のお願い」促進会議を開催し、また、町職員による戸別訪問及び広報等に町補助金制度の掲載を行い接続促進に取り組む。
- ③流域下水道西邑楽水質浄化センター施設の耐震化、維持管理については、群馬県に負担金を支払い、県がストックマネジメント計画策定、管理棟監視制御整備の改築更新の業務を発注した。 下半期も引き続き施設の耐震化、維持管理に取り組む。
- ④下水道事業特別会計の公営企業会計移行については、移行に必要な業務委託を、公募型プロポー ザルにより業者を選定し、3年間の契約を行った。 下半期は、移行業務の基本計画策定と固定資産調査などの進捗管理を行う。

4. 最終レビュー

- ①下水道の管渠整備については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、工事及び実施設計 業務委託を計画どおり実施した。
- ②供用開始区域内の下水道未接続者に対して、3回にわたり接続のお願い通知の発送を行った。併せて、町指定の下水道排水設備指定工事店に対し供用開始区域拡大説明会や「下水道接続のお願い」 促進会議を開催すると供に、町職員による戸別訪問及び広報等に町補助金制度の掲載を行い、未接続者への接続促進に取り組んだ。
- ③流域下水道西邑楽水質浄化センター施設の耐震化、維持管理については、群馬県に負担金を支払い、県によりストックマネジメント計画策定、管理棟監視制御整備の改築更新の業務を実施し施設の耐震化、維持管理に取り組んだ。
- ④下水道事業特別会計の公営企業会計移行については、移行に必要な業務委託を公募型プロポーザルにより業者を選定し、3年間の契約締結を行い、平成29年度は、移行業務の基本計画策定と固定資産調査に取り組んだ。平成30年度も引き続き公営企業会計移行業務に取り組む。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
21201	管渠整備事業(公共下水道の整備事業)
21202	流域下水道西邑楽処理区建設事業(流域下水道の整備事業)
21203	施設保守管理事業

部署名	役職	氏名
会計課	課長	大谷 ひとみ

1. 現状と課題

- ①町の歳入歳出予算執行に伴う伝票審査と出納事務、並びに歳計現金及び基金等の安全保管と 運用が課の主たる業務となっている。財政調整基金等の年度末残高も増加しており、低金利の なかでも安全で有利な資金運用を図っている。今後も、長期的な資金計画を立てるなかで、 効果的な運用を図っていく必要がある。
- ②出納事務全般について、財務規則や契約規則に基づく厳正な審査と、適正な事務等の執行を 遂行していく必要がある。

2. 取組方針

- ①資金計画では、歳入歳出執行計画の精度を高め、財政調整基金の繰替え運用と積立の適正な バランスを図りながら効果的な資金運用を行う。また、収入・支出状況等を的確に把握すると共に、 金融機関等の情報収集を行い、適正な資金管理を行う。
- ②財務規則等に基づき適正な出納事務を執行するとともに、例月出納検査等の指摘事項については、 速やかに関係各課へ周知徹底し改善を図る。また、事務用消耗品の一括購入については、 引き続き購入単価の検討等、事務の合理化及び経費削減を図る。

3. 中間レビュー

- ①歳入歳出執行に当たっては、財政調整基金の繰替え運用をすることなく、支払計画どおり執行でき た。また、基金運用については、基金の性格を勘案し、期間を一部変更し積立を行った。
- ②伝票の不備や支払遅延を起こさないように、担当職員に対して会計の基礎や実務について研修会を開催するとともに、必要に応じて個別に指導を行った。 事務用消耗品については、余剰品の提供を各課に呼びかけるとともに、職員にアンケート調査を実施し、品目の内容の検討を行った。

4. 最終レビュー

- ①予算執行に必要な資金については、歳入歳出執行計画の精度を高めることで、一時的には基金の 繰替運用を図りつつも、全般的には計画どおりの執行ができた。基金については、低金利のなかでも 安全で有利な資金運用を図った。
- ②財務規則等に基づき適正な出納事務に当たっているが、伝票の不備や例月出納検査での指摘事項等、改善されていない部分もあるので、継続して研修会等の実施が必要である。 事務用消耗品については、同一規格品の単価比較や大量購入等で経費削減を図ることにより、アン ケート調査で要望のあった品目を追加することが可能となった。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	

部署名	役職	氏名
議会事務局	局長	金井 伯夫

1. 現状と課題

- ①議員任期の初年次として、正・副議長の選挙、常任委員会の選任等が行われる。
- ②議会運営、委員会運営等について、前期2年間の方向性が示される。
- ③議会基本条例の具体的な方策や対応が重要となる。

2. 取組方針

- ①初議会開催までの調整、正・副議長の選挙、常任委員会の選任等に際し、細心の注意を払う。
- ②新議員の研修を行うとともに、新体制での議会、委員会の運営に万全を期す。
- ③議会基本条例の具体的な方策や対応について、必要な情報を提供する。

3. 中間レビュー

- ①新たな議員の任期が開始となり、無事新たな体制がスタートした。 今後も議会、委員会が円滑に運営されるよう取り組む。
- ②新議員を対象とした研修を5月中旬及び8月下旬に実施することができた。
- ③議会運営委員会で、議会基本条例の運用の検討が重ねられており、具体的な運用がされるよう 必要な助言を行う。

4. 最終レビュー

- ①新たな正・副議長、正・副委員長のもと円滑な議会、委員会運営に努めた。
- ②新議員を対象とした研修を実施した。
- ③議会基本条例に規定される「自由討議」、「政策討論会」を実践・運用するための「ルール」が議会 運営委員会で確認された。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	

部署名	役職	氏名
監査委員事務局	局長	安野 英夫

1. 現状と課題

- ①監査事務については、地方自治法や地方公営企業法等に基づき、「例月出納検査」、「定期監査」、「随時監査」、「決算審査」、「財政援助団体等の監査」、及び財政健全化法に基づき「健全化判断 比率等審査」を実施し、公正で合理的かつ能率的な町行財政の運営の確保を図る。
- ②住民から信頼され実効性のある監査を実施するには、執行機関からの独立性並びに専門性が 必要であるため、監査機能の充実と強化を図る。
- ③監査結果の指摘事項等については、改善されているかどうかを継続して検証する。
- ④平成29年度に監査委員2名が任期を迎えることになるが、交替が生じた場合でも事務に支障が でないようにする。

2. 取組方針

- ①法令や町監査基準に基づき、監査計画及び監査実施計画を作成し、適正な検査・監査・審査を 実施する。特に「財政援助団体等の監査」は、対象範囲を拡大して実施し、補助金等の目的や投資的効果を明確にする必要がある。また、「健全化判断比率等審査」は、財政課と連携して情報の共有を 図り実施する。
- ②監査委員及び事務局職員が研修会等に積極的に参加することで、知識の取得と資質の向上を推進し、監査機能の充実と強化を図る。
- ③監査結果の指摘事項等については、その後所管課で検討され、改善されているかどうかを、定期 監査等の際に継続して検証する。
- ④監査委員の交替が生じた場合には、事務に支障が出ないように引継ぎ等を万全の体制で行う。

3. 中間レビュー

- ①監査計画及び実施計画に基づき、適正な検査・審査・監査が出来ている。「健全化判断比率等審査」は、財政課との連携により適切に実施出来た。下半期は、「財政援助団体等の監査」を実施する。
- ②県町村会主催の「町村監査委員研修会」に監査委員と共に出席し、知識の習得、資質の向上を図ることが出来た。下半期も研修会等に積極的に参加する。
- ③定期監査等の際に、前回の指摘事項が検討され改善されているか、適宜確認を行った。指摘事項 については、継続して検証する。
- ④識見監査委員が交替し、議員選出の監査委員が再任となった。就任後、事務引継と監査関係説明 会を速やか行うことが出来た。下半期もこれまでと変わらずに、監査計画及び実施計画に基づい た、適正な検査・審査・監査を実施する。

4. 最終レビュー

- ①監査計画及び実施計画に基づき、適正な検査・審査・監査が実施できた。「健全化判断比率等審査」は、財政課との連携により適切に実施した。また、下半期には「財政援助団体等の監査」として、社会福祉法人 三吉、大泉町労働教育委員会の監査を実施し、年度末には町営住宅敷金を対象に随時監査を行った。
- ②上半期には、県町村会主催の「町村監査委員研修会」、下半期には、「町村監査委員全国研修会」 に、監査委員と共に出席した。研修会をとおして、知識の習得、資質の向上を図ることができた。
- ③定期監査等で、前回の指摘事項が検討され改善されているか、適宜確認を行った。指摘事項につ いては、今後も継続して検証する。
- ④識見監査委員が交替し、議員選出の監査委員が再任となった。就任後、事務引継と監査関係説明 会を速やか行い、その後、監査計画及び実施計画に基づいた適正な検査・審査・監査を実施することができた。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	

部署名	役職	氏名
農業委員会事務局	局長	岩瀬 和重

1. 現状と課題

- ①平成29年7月20日で新制度による農業委員が改選となり、また、新たに農地利用最適化推進委員が 委嘱される。委員会の新体制を構成し、新たな農業委員会としての運営を万全に行う必要がある。
- ②農地台帳システムについては、農地の売買や貸借等による移動に伴うデータの補正及び整理を遺漏 なく行い、農地情報の公開に対応する必要がある。

2. 取組方針

- ①7月から新体制となるが、農業委員会として適正な運営を行うため研修会等を行い、各委員の資質の向上を図りながら、委員会審議や遊休農地発生防止のため農地パトロール等を実施する。
- ②農地台帳システムについては、移動等のデータの照合や補正等により情報の精度を高め、農地情報 を公開する。

3. 中間レビュー

- ①7月20日の農業委員会の初会議において、農業委員の任命と農地利用最適化推進委員の委嘱が 行われ、新たな制度での農業委員会活動が始まった。適正な運営のための研修会等を行い、今後 は、農地パトロール等を実施するとともに、農地利用の最適化推進業務のための農地集積を図る。
- ②農地台帳システムについては、随時、移動等のデータ照合や補正等により情報の精度を高めた。 今後も適切な補正・整理を行い、農地情報の公開に取り組む。

4. 最終レビュー

- ①町や県主催の研修会に参加し資質向上を図るとともに、農業委員と農地利用最適化推進委員との 連携による農地の利用状況調査を行い、農地の適正管理に努めた。今後も耕作放棄地の発生防止 と解消を図るとともに、農地の集約化・集積に取り組む。
- ②農地台帳システムについては、随時、異動データ照合や補正、また年1回の住基データ、固定資産 データとの突合により情報の精度を高め、農地情報の公開を行った。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業	

部署名	役職	氏名
教育部	部長	松島 則光

1. 現状と課題

- ①安全かつ良好な教育環境の整備に取り組む必要がある。
- ②不登校児童・生徒への支援、いじめ防止に向けた取り組み、外国籍児童・生徒の編入に対する支援 など、子ども一人ひとりを大切にする教育の推進を図る必要がある。
- ③生涯を通じて学習し、成果を生かす環境の整備が必要である。
- ④新たに「放課後子ども教室事業」を開始する。
- ⑤豊かな生活を楽しむための、文化振興及び文化財保護を図る必要がある。
- ⑥生涯を通し、健康に過ごすためのスポーツ振興を図る必要がある。

2. 取組方針

- ①児童の増加が進んでいる、西小学校増築工事実施設計を実施する等、良好な学習環境の整備を 行う。
- ②学校・教育委員会・関係機関が連携をとり、不登校児童・生徒の支援として、「スマイル教室」「適応 指導教室」の活用を促進していく。いじめ防止策は学校教育全体を通じ、いじめの未然防止を図る。 外国籍児童・生徒については、「日本語学級」「多言語サロン」等を利用し日本語が理解できるよう 支援を行う。
- ③公民館・図書館の機能充実を図り、多様なニーズに応じた学習機会を提供し、団体・サークル等と 連携し各種行事を行いながら指導者育成に取り組む。
- ④「放課後子ども教室事業」開始のため、スタッフの募集や研修、備品等の購入を計画的に行い、事業 を開始する。
- ⑤指定管理者と連携しながら文化活動の支援を行うとともに、文化むら施設の機能充実を図る。文化財 保護については遺物の整理事業を進め、開発等に対しては指導・助言を行う。
- ⑥町民体育祭・スポーツレクレーション祭等の各種スポーツ行事を通じ、指定管理者と連携を取りながら スポーツ機会の充実と、スポーツ施設の設備機能の向上を図る。

3. 中間レビュー

- ①学習環境の整備については、西小学校校舎増築工事に係る実施設計を発注し、北中学校駐輪場整備や、西小学校特別支援学級エアコン工事などを実施した。
- ②不登校児童生徒の支援のため、「スマイル教室」「適応指導教室」の相談員と学校・保護者が連携し、 引き続き支援を行ってる。
- ③公民館・図書館については、団体・サークルの実施する各種行事の支援や、指導者の育成・活用に 取り組んでいる。
- ④「放課後こども教室」は、スタッフを募集し、その方々に対し資質の向上を図るため、各種研修会を実施するとともに、参加児童の募集を行い、10月開設に向け準備中である。
- ⑤文化むら施設は、大ホール棟雨漏り修繕、大ホール棟スピーカー取り替えなどを実施した。
- ⑥スポーツレクレーション祭は、新たに「長縄跳び」を実施し、参加者増を図ることができた。

- ①児童の増加が進む西小学校では、平成30年度に着工・完成予定の校舎増築工事実施設計が完了するとともに、駐車場用地を取得した。また、北小学校プール改修工事、西小学校屋内消火栓設備配管改修工事等を実施し、教育環境の整備を図った。
- ②「スマイル教室」「適応指導教室」へ通う児童生徒は増加したが、今後も、児童生徒の不登校ゼロを目 指し、関係部局が連携を取りながら支援を続ける。
- ③生涯を通じた学習については、公民館・図書館等で開催する各種事業等を通じて住民の学習要求に 応えるとともに、指導者の育成・活用に取り組んだ。
- ④「放課後こども教室」は、10月より北小学校にて開設し順調に事業を行った。
- ⑤文化むら施設は、計画的に工事・修繕を行い環境整備を図った。また、文化財保護は、保有する遺物 の整理作業の委託に向け準備を行った。
- ⑥各種スポーツ大会は、順調に開催することができた。また、町民の健康増進と町の再発見を目的に、 町発足60周年記念事業として「ウォーキングマップ」を作成した。

5. 所管する施策

4. W D / O/O/I		
施策の体系	施策名	所管課
311	幼児教育の充実	庶務課•学校教育課•生涯学習課
312	教育指導の充実	庶務課•学校教育課
313	教育環境の充実	庶務課
321	生涯学習の推進	生涯学習課
322	青少年健全育成の推進	生涯学習課
331	スポーツの振興	スポーツ文化振興課
332	芸術文化活動の振興	スポーツ文化振興課
333	文化財の保存と活用	スポーツ文化振興課
624	人権対策の推進	教育委員会事務局

部署名	役職	氏名
教育部 庶務課	課長	持田 一也

1. 現状と課題

- ①「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、総合教育会議の開催や運営、教育大綱の 進捗管理に取り組む必要がある。
- ②教育委員会における教育委員活動の活性化に取り組む必要がある。
- ③児童・生徒が安全で最適な学校生活が送れるよう、学習環境を整備する必要がある。
- ④就学前の子どもたちを育むため、幼稚園教育の振興に資する諸事業を行う必要がある。

2. 取組方針

- ①教育大綱に基づき、町部局と連携して教育課題を共有し、総合教育会議の円滑な運営に取り組む。
- ②教育委員の各種行事・研修会への参加を充実させ、委員活動の活性化に取り組む。
- ③安全で最適な環境で学校生活が送れるよう、施設整備の充実を図るとともに、児童が増加している西 小学校の校舎増築工事実施設計に取り組む。
- ④就学前の子どもたちを育むため、幼稚園、認定こども園への支援の充実に取り組む。

3. 中間レビュー

- ①総合教育会議については、町部局と協議して運営方法を見直し、総合教育会議を実施していく。
- ②教育委員活動については、町内幼稚園、小中学校の入学式や運動会、町民体育祭等に参加しているが、研修等の参加を増やし、引き続き委員活動の活性化に取り組んでいく。
- ③教育環境づくりでは、北中学校駐輪場整備や西小学校特別支援学級エアコンエ事などを実施した。 施設改修工事については、引き続き計画的に実施していく。西小学校校舎増築工事実施設計につい ては、設計業者や学校と打ち合わせを実施していく。
- ④幼稚園、認定こども園の園児を持つ保護者に対し、施設型給付費の支援を実施している。

4. 最終レビュー

- ①総合教育会議については、町部局と連携し、幼稚園・保育園と小中学校の連携、教育委員会への事務委任などを中心に会議を実施した。平成30年度は、おおいずみ教育大綱の計画期間の最終年度を迎えることから、これに続く次期計画の策定を総合教育会議で協議する。
- ②教育委員活動については、各種行事や研修会を案内し、また、給食試食会を実施するなど委員活動 の活性化に取り組んだ。今後も研修会等を案内し、また、新たな研修の機会を設けるなど教育委員の 資質向上、活性化を図っていく。
- ③安全で快適な教育環境を確保するため、小学校は9件、中学校は4件の工事を実施した。また、西小 学校については、増築工事の実施設計が完了し、駐車場用地を取得した。
- ④施設型給付費については、保育士等の処遇改善を実施し、幼稚園・認定こども園や保護者への支援 を充実させ、幼児教育の充実を図った。

総合計画体系コード	実施計画掲載事業
31101	1号認定者施設型給付費支給事業
31206	総合教育会議の運営
31301	施設整備事業(小学校)
31302	施設整備事業(中学校)

部署名	役職	氏名
教育部 学校教育課	課長	中本 晋

1. 現状と課題

- ①教職員の指導力向上・授業改善を通して、児童生徒一人ひとりの学力向上を図る必要がある。
- ②新学習指導要領の改訂に伴い小学校英語教育の教育課程の編成方針を検討する必要がある。
- ③不登校児童生徒への支援・いじめ防止に向けた支援体制を強化する必要がある。
- ④教職員の業務改善を図り、教職員が児童生徒と向き合える時間を確保する必要がある。
- ⑤外国籍児童生徒の編入に対する支援を強化する必要がある。
- ⑥学校給食費の未納対策を通して、収納率の向上を図る必要がある。

2. 取組方針

- ①全体研修会、各学校の校内研修、学校訪問指導を通じて、教職員の指導力向上・授業改善を行う。 授業改善実践校の公開授業の参観・協議を通して、学力向上につながる指導方法について共通理 解していく。
 - 町費補助教職員を活用し、きめ細やかな指導を行い児童生徒一人ひとりの学力向上を図る。
- ②小学校英語の教科化に向けて文部科学省の動向、近隣の英語科特例校の状況を調査研究し、 本町の状況に即した教育課程編成方針を作成する。
- ③学校、教育委員会、関係機関が情報を共有し、不登校児童生徒への支援、いじめ防止に取り組む。 不登校児童生徒支援については、「スマイル教室」「適応指導教室」の活用を積極的に図る。
- ④平成27年度末に導入した校務支援システムの活用を図るために、計画的な研修を実施する。
- ⑤外国籍児童生徒の編入者に対して、多言語サロンを活用し、初歩的な挨拶・学校の約束等を 理解できるように支援していく。
- ⑥児童手当の現金支給による申出徴収、訪問徴収に加え、学校給食費補助金事業の啓発を通して、 収納率の向上を図る。

3. 中間レビュー

- ①学力向上に向けて教職員全体研修会、前期学校訪問指導を実施した。学力向上に向け、計画通り に授業改善推進事業を中心に教師の指導力の向上に取り組んでいく。
- ②平成30年度からの小学校英語への移行措置(5·6年生の英語を年間50時間実施)に向けて、 指導計画の作成を行い、準備を進めている。
- ③スマイル教室、適応指導教室の相談員が、学校や保護者と連携をとり、不登校の子どもたちへの 支援を行っている。少しでも多くの子どもたちを支援できるように、さらに連携を図っていく。
- ④校務支援システムの研修会を各学校で実施している。今後も効率的で、安全な運用に努めていく。
- ⑤多言語サロンを活用し、初歩的な日本語の指導を行っている。
- ⑥学校教育課と学校が連携し、収納率の向上にむけて取り組んでいる。今後も申出徴収・訪問徴収を 行っていく。

- ①学力向上に向けて教職員全体研修会、前期学校訪問指導を実施した。また、北小学校において、 公開授業、授業検討会を実施し、町全体で授業改善に向けて共通理解を図った。今後も指導力向上 に向けた取組を継続していく。
- ②平成30年度からの小学校英語への移行措置(5・6年生の英語を年間50時間実施)に向けて、年間 指導計画の作成を行った。平成32年度本格実施に向けて更に準備を進めていく。
- ③スマイル教室、適応指導教室の相談員が、学校や保護者と連携をとり、不登校の子どもたちへの 支援を行った。学校・保護者と連携を強化し、通室人数の増加を図ることができた。子どもたち、 保護者への支援を今後も継続していく。
- ④校務支援システムの研修会を各学校で実施し、効率的で、安全な運用に努めることができた。運営 マニュアルを修正し、職員への周知を図ることができた。
- ⑤多言語サロンを活用し、初歩的な日本語の指導を行った。編入児童生徒への速やかな就学に つなげることができた。
- ⑥学校給食費の収納率の向上にむけ、学校教育課と学校が連携して取り組むことができた。今後も 申出徴収訪問徴収を継続していく。

<u>• </u>	
総合計画体系コード	実施計画掲載事業
31201	学力向上対策推進事業
31202	授業改善推進事業
31203	小学校英語教育推進事業
31204	日本語指導助手配置事業
31205	臨時補助教職員配置事業
31207	児童生徒居場所作り事業
31208	給食費補助事業
31209	いじめ防止教育推進事業

部署名	役職	氏名
教育部 生涯学習課	課長	大澤(慎哉

1. 現状と課題

- ①生涯学習については、多様な「学び」を提供し、家庭や地域の教育力の向上と心身ともに豊かさを 育む生涯学習を推進する必要がある。
- ②青少年の健全育成については、家庭、学校、地域、機関・団体など相互に連携した運動を推進し、 青少年の豊かな人間性の育成を図る必要がある。
- ③人権教育については、「人権教育・啓発に関する基本計画」等に基づき、あらゆる教育の場を通じて、 様々な人権問題に対する理解と認識を更に深め、偏見や差別をなくすための人権教育事業の充実を 図る必要がある。

2. 取組方針

- ①生涯学習については、多様なニーズに応じた適切な学習機会や学習情報を提供し、町民誰もが 自主性、創造性を発揮できる主体的な学習活動の充実を図る。また、団体・サークルなどと連携・ 協働した各種事業や研修等の拡充や社会教育指導者の育成・活用に取り組む。
- ②青少年の健全育成については、関係機関・団体との連携を強化し、各種の健全育成活動や青少年の体験・交流活動等の充実を図る。また、青少年のリーダーの育成と活動機会の提供に取り組む。 「放課後子ども教室」については、事業立ち上げに向け計画的に業務を遂行するとともに教室開設 後も随時検証し、必要に応じて見直すなど改善を図りながら事業を実施していく。
- ③人権教育については、異なる世代・価値観を持つ町民が生涯にわたって様々な人権課題について 学習できる機会の提供を図る。また、地域での各種交流活動や人権学習会の充実に取り組む。

3. 中間レビュー

- ①生涯学習については、町民の主体的な学習活動を支援するため、生涯にわたる多様な学習機会と学習情報の提供に努めるとともに、団体・サークルなどの自主活動の支援や指導者の育成・活用に取り組んでいる。引き続き、参加意欲を持続させる取組や効果的な広報手段を検討し参加者の増加を図る。
- ②青少年の健全育成については、人権教育事業とも連携しながら、様々な啓発教材・手法により携帯端末・インターネットの適正利用教育を促進している。「放課後子ども教室」については、運営スタッフの募集や資質の向上を図るための各種研修を実施するとともに、参加児童の募集や事業内容等を理解していただくための保護者対象の説明会を開催するなど、10月開設に向け計画的に諸準備を進めている。
- ③人権教育については、様々な社会教育活動の場に人権に関する学習機会を提供し、教育・啓発活動 を推進している。また、引き続き、地域で人権教育・啓発を推進していく指導者の養成・資質の向上を 図るための学習会の開催や人権啓発パンフレットの作成・配布を通して、地域住民の人権意識の 高揚に取り組んでいる。

- ①生涯学習については、関係部署と連携して、講座内容と連動した情報提供や働きかけを行い、住民の主体的・継続的な「学び」を推進した。また、各種の補助事業等による地域公民館への活動支援や、団体・ボランティアなどと連携・協働した事業を実施し、地域社会の担い手の育成と活用に取り組んでいる。
- ②青少年の健全育成については、児童館や地域公民館単位で、セーフネット標語「おぜのかみさま」の 啓発活動を実施するなど、インターネットの適正利用教育を促進した。平成29年10月に北小学校区で 新たに開設した「放課後子ども教室」については、事業の担い手である運営スタッフなどと、事業内容 等を随時検証し、十分な協議を行いながら円滑な運営を図っている。
- ③人権教育については、集客力のある著名な有識者を講師に選定するなど、より多くの住民が人権について考える機会を提供した。また、障害のある当事者から学ぶ講座等を開催し、地域や企業等における指導者の養成に取り組んだ。また、新たに作成した啓発資料等を活用し、各種事業や研修等において周知・啓発するなど、工夫を重ねながら人権が擁護されたまちづくりを推進している。

<u>• // 6 / 6 - 6 - 7 // 7 // 7 // 7 // 7 //</u>		
総合計画体系コード	実施計画掲載事業	
31102	就学前家庭教育学級事業	
31103	ブックスタート事業	
32101	高齢者学習活動事業	
32102	小学校家庭教育学級事業	
32103	生涯学習関連講座事業(地域社会講座)	
32104	成人学習事業	
32105	子ども学習事業	
32201	成人式典事業	
32202	青少年健全育成事業	
32203	生涯学習関連講座事業(指導者養成講座)	
62402	町ぐるみ人権教育推進事業	

部署名	役職	氏名
教育部 スポーツ文化振興課	課長	関本 寿雄

1. 現状と課題

- ①「町発足60周年記念事業」を兼ねた、各種のスポーツ事業を通し、「町民皆スポーツの推進」と併せ、 地域住民の健康維持と、地域の連帯意識の向上等を図っていく必要がある。
- ②文化施設等の「指定管理者」契約の1年目として、業務内容の検証と併せ、計画に基づく施設の維持・ 管理を行っていく必要がある。
- ③文化振興及び文化財保護業務において、無形文化財等の周知・支援・活用の観点から、それらの保護施策を継続・実施するとともに、「町発足60周年記念事業」の開催・実施を通して、スポーツ及び文化の振興を図る必要がある。
- ④埋蔵文化財整理事業の継続、ならびに町内で行われる民間及び公共開発に伴う発掘調査の実施を 通して、本町の埋蔵文化財行政の推進を図るとともに、記録保存と町関連資料の整備充実を図る 必要がある。

2. 取組方針

- ①町発足60周年記念を「冠」とした、東毛地区中学校競技大会、スポーツレクリェーション祭、町民体育祭等のスポーツ事業を通して、「町民皆スポーツ」の実現と併せ、ふるさと・大泉町を再考する 一機会とする。
- ②指定管理者・3年契約の1年目ということで、自主及び委託事業の経過確認、ならびに結果の検証、 また、指定管理者と連携を図りながら、建物施設等における工事及び修繕について、計画的に実施 していく。
- ③第3回目をむかえる「伝統芸能まつり」の開催と、地域の特色のあるスポーツである「ラクビー」の 振興・周知に係る「展示資料見学会(仮称)等」を通し、広くはスポーツならびに文化の振興を図る。
- ④「専光寺付近遺跡」の整理事業を継続実施する。図面修正ならびに整理対象となる(古墳、溝、 土坑等)出土遺物の分別作業を行う。また民間開発行為に加え、「上小泉古海線」の事業計画の情報 収集ならびに、意見交換等を積極的に行っていく。

3. 中間レビュー

- ①「町民皆スポーツの実現」等については、「東毛地区大会」において、多くの地元中学生に加え、東毛管内の中学校からも多くの参加があった。また、スポレク祭では、新種目である「長縄飛び」を実施し参加者の増と併せ、健康推進や地域の交流・連帯意識の向上につながった。
- ②事業団(文化むら)が行う自主事業に対し「評価シート」を作成し講評を行っている(現在継続中)。 また、工事・修繕については、利用者の支障にならぬよう事業団との協議のもと、「大ホール棟雨漏り 修繕(6月)」、「大ホール棟スピーカ取り替え工事(8月)」を計画的に無事終了した。
- ③「地域の特色あるスポーツの振興」については、開催場所等の事情から、地元ラクビーチームの感謝 祭及び関連資料の見学会の実施には至らなかったが、親善試合の観戦及び町外で開催されたイベ ント事業への参加を通し、地元企業チームの応援・アピール、スポーツの振興につながった。
- ④埋蔵文化財の整理事業における作業方法において、「委託業務」に伴う仕様書を作成し、政策検討会議及び部長会議への案件提出を行った。また、道路建設に伴う開発計画において、4月及び9月の2回、都市整備課との情報交換及び打ち合わせ等を含めた事前協議を行った。

- ①スポーツ事業については、「東毛地区大会」「スポレク祭」における終了時間等の改善および、新種目の導入による参加者の増加、「町民体育祭」については、競技のルール改正を行い運営の円滑化を図ることができた。
 - また、町民の健康の増進と、町の再発見を目的とした「ウォーキングマップ」を作成した。
- ②文化むらの利用環境の整備に伴う「施設の工事・修繕」については、施設の利用状況を加味したうえ で、指定管理者との調整のもとほぼ予定どおりに実施した。
- ③ラグビートップリーグ戦において、町民への地元開催の周知や観戦等により、地元企業チーム応援を 兼ねた地域スポーツの振興を行った。また「大泉かるた原画展」や「第3回伝統芸能まつり」の開催を 通し、広く文化の振興を図った。
- ④「専光寺付近遺跡出土遺物」の効率的かつ迅速な記録保存を行うため、委託整理事業にむけた準備を行った。また、公共開発行為において、関係課との事前協議・意見交換等を行い、事務処理から調査方法や現場実務等、情報の共有を図った。

	W. A		
総合計画体系コード	実施計画掲載事業		
33101	町民スポーツ・レクリエーション祭事業		
33201	文化むら施設管理事業		
33301	埋蔵文化財整理事業		